

新株式発行並びに 株式売出届出目論見書

2021年3月



表示灯株式会社

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式889,525千円（見込額）の募集及び株式917,700千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式294,630千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2021年3月4日に東海財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに
株式売出届出目論見書

表示灯株式会社

愛知県名古屋市中村区名駅四丁目2番11号

1. 経営方針

みち あらわ しめ ともしび 道を表し示す灯になりたい

ナビタとメディアとサイン、私たちの全ての事業を通して誓います。

いつの時代にも「道を表し示す灯になりたい」

灯を目指し続ける企業。私たちは表示灯です。

2. 事業の概要

ナビタ事業を中核とした、アド・プロモーション事業、サイン事業の3事業の構成

当社は元々ナビタ事業のみでの展開でしたが、交通広告や屋外広告等ナビタ事業用の周辺領域もカバーすべくアド・プロモーション事業を開始し、加えて広告の設置工事まで自社で内製化するためにサイン事業も展開するに至りました。これらの3セグメント事業により、企画立案から設置まで自社で一気通貫で対応ができる体制を有しております。

(1) ナビタ事業

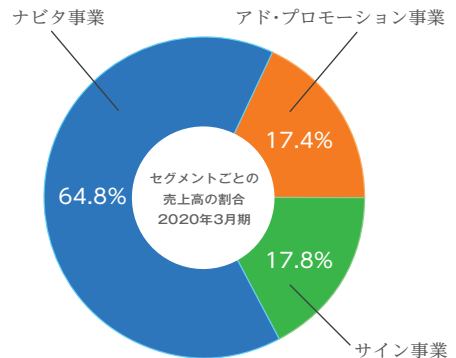
駅・自治体・警察施設等の公共施設に設置した自社開発の周辺案内図に複数のスポンサーの店舗情報を掲載する連合広告事業。

(2) アド・プロモーション事業

交通広告・屋外広告・Web広告等の一般媒体による広告事業。

(3) サイン事業

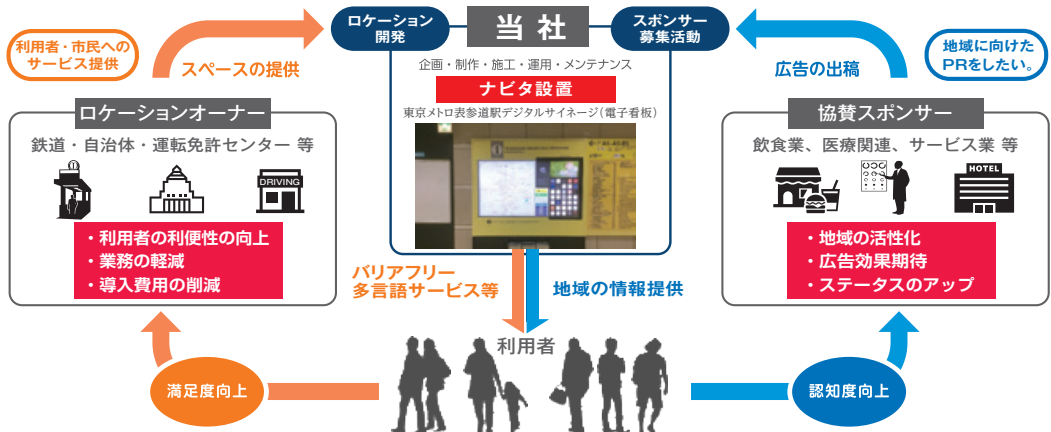
広告・看板・案内板等の企画設計から施工に至るサービスを提供しています。



3. 事業の内容

(1) ナビタ事業

ナビタとは、主にロケーションオーナー(全国の鉄道、自治体、病院等公共施設等ナビタの設置場所の所有者)、協賛スポンサー、利用者の三者にとってメリットのある当社オリジナルの広告媒体です。広告に加え地図情報、公共施設情報、災害時避難場所の情報も掲載することで高い公共性と社会インフラとしての役割も担っています。



①ステーションナビタ

JR各社、地下鉄、私鉄の全国2,504駅（うち、1日あたりの乗降者数が3万人以上の主要駅823駅）（2021年1月31日現在）の改札付近に設置され、掲出されている飲食業、医療関連、サービス業等のスポンサーの数は延べ44,000件を超えております。LED、液晶モニター、タッチパネルを利用した媒体を併設した様々なタイプが存在します。ナビタは、交通広告の中でも立ち止まって閲覧する地図と併設するため、高い広告効果が期待できます。



東京メトロ表参道駅

②シティナビタ

市区町村等の自治体庁舎内に設置され、地図上で公共施設や避難場所情報等をお知らせすると共に、広告スペースでは市民が必要とする情報として民間商業施設を地域情報として紹介しています。設置する自治体にとって、費用の負担なく税外収入（広告納金）が得られ、来庁者サービスの向上にも繋がるなど多くのメリットがあり、996自治体への設置実績（うち、市656設置、区170設置）（2021年1月31日現在）があります。



福岡県筑紫野市役所

③公共ナビタ

交番20カ所、警察署32カ所、運転免許センター65カ所、交通安全協会5カ所、合計122カ所（2021年1月31日現在）の警察施設に設置される地図案内板を通してスポンサー情報を発信し、より地域に密着した広告効果を発揮し、スポンサーは地元警察への協力にもなり、企業イメージの向上に役立ちます。交番では夜間にLEDバックライトの照明で、地域防犯にも繋がります。運転免許センターの案内板は来庁者へのサービス向上を図るほか、案内板内のモニターを通じて安全・安心に関わる情報発信を行っています。



山形県鶴岡警察署公園交番

(2) アド・プロモーション事業

交通媒体（車内・駅構内等）、マス媒体（テレビ・ラジオ・新聞・雑誌）、屋外媒体（看板・ボード等）による広告各種を幅広く手がけております。広告目的に沿った最適な企画立案・プレゼンテーション・予算管理までを含めたトータルプランニングを提案しています。

①駅広告



駅構内柱巻広告

駅広告は、駅看板、柱巻、駅ポスター、デジタルサイネージ（電子看板）等種類も豊富で、地域・暮らしに密着した「高い価値」をもった広告メディアとして定着しています。

②車両広告



電車車両内広告

電車内といった日常的に接触する空間に掲出されるために視認される可能性が高く、訴求効果を期待できる広告媒体です。広告主の目的に合わせた掲出エリア、位置、期間、料金が選べるので幅広いターゲット層へのアプローチができます。

③屋外広告



フラッグ広告

屋外を通行する歩行者や車に乗車している人等の不特定多数を対象に訴求をする広告で、常時または一定期間、屋外に掲出される広告媒体です。中長期的に掲出されるため、反復性・接触率が高い広告媒体です。

④バス広告



バス車内広告

人々の生活の足でもあるバスに広告展開が可能な交通広告です。地域に密着した広告展開が可能でエリアによってターゲットを絞れるため、ビジネスマンや学生、中高齢者等への認知が可能です。

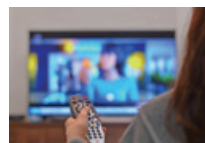
⑤Webサービス



自社サイト「e-navita」

ネットとリアルとの相乗効果も求められる状況に対応するため、ネット自社媒体の開発・運用を実施しておりアプリの開発・運用も行っております。より効果のあるネット広告の提案を行っています。

⑥マス広告



マス広告イメージ

マス広告は、主要な4つのメディア・媒体（テレビ広告、ラジオ広告、新聞広告、雑誌広告）です。それぞれの媒体の特徴を活かし、尚且つ、インターネットとの連動性を持たせた有効的な広告づくりが重要になっています。

(3) サイン事業

サイン事業は、ナビタ事業の取引先である鉄道会社、自治体等のネットワークを活かして、広告・看板・案内板等の企画設計から施工に至るサービスを提供しています。サイン事業は、スポンサーにとって利便性の高い、快適で機能的な生活空間の創造をコンセプトに提供しています。

①交通サイン



JR東京駅総合案内サイン

JR各社をはじめ全国の地下鉄や私鉄各社の施工実績があります。鉄道等の厳しい検査をクリアした製品を確実、安全に配慮して施工しています。

②公共サイン



墨田区観光案内サイン

自治体等の個別案件に対し、企画設計から製品製作、施工までを行います。

③商業サイン



IKEA屋外看板サイン

商業施設における自立式看板、外照式看板から施設内の案内表示まで、幅広いニーズに対応しています。

④避難誘導サイン



千葉県旭市津波避難ビル誘導サイン

全国の自治体を中心に非常時に効果的な避難誘導サインを調査、研究、開発から施工までトータルで提案しています。誰もが安心して生活できる街づくりを目指しています。

4. 当社の特徴

公共性と収益性を備えた独自のビジネスモデルを確立

1

公共性の高い独自のモデル

- ・ 地図情報の他、公共施設や避難場所情報を提供することによる社会インフラとしての役割も担う
- ・ 全国主要駅、自治体等への設置実績に基づいた高い参入障壁



2

重厚・強固な顧客基盤

- ・ 草の根営業と営業努力で積み上げた延べ約78,000件（2021年1月31日現在）におよぶ複数年契約の顧客ポートフォリオ
- ・ 高い継続率と新規顧客獲得により積み上がる顧客層

3

自社完結の高い生産・開発能力

- ・ 事業経験に裏付けられた利用者目線に立った見易い地図作成能力
- ・ 設置場所のエリア・用途に合せたナビタの制作

1. 公共性の高い独自のモデル

社会インフラとしての地位

地図情報、公共施設情報、災害時避難場所の情報を提供することで公共性の高い社会インフラとしての役割を担っています。

ステーションナビタで2,504駅、シティナビタで996自治体、公共ナビタで122ヵ所への設置実績（2021年1月31日現在）があり、同様のサービスを提供している企業がほぼ見当たらない状況になっています。

公共性の高い情報の発信



圧倒的な設置台数

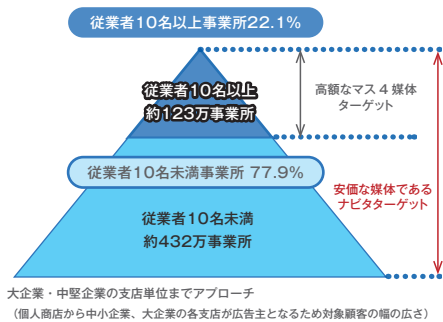


(2021年1月31日現在)

2. 重厚・強固な顧客基盤

草の根営業と営業努力で積み上げた強固な顧客基盤

ナビタ事業は、連合広告により安価な価格設定から提供できるため、顧客ポートフォリオは複数年契約の継続スポンサーを中心に構成されており、スポンサー数は、延べ約78,000件（2021年1月31日現在）と多いことから安定的な収益の基盤となっています。企業規模の大小にこだわらず、地図範囲内の全ての企業、店舗をターゲットとするため、潜在顧客マーケットは大きく、新規スポンサーの開拓が可能です。新規開拓営業と継続営業とを分けることで、新たな顧客の獲得と高い継続率を実現し、ナビタ顧客層を年々積み上げております。



参考：平成 26 年経済センサス・基礎調査（確報）



訪問営業イメージ

3. 自社完結の高い生産・開発能力

設置場所のエリア特性に柔軟に対応できる多様なサービスラインナップを有しています。

これまでの事業経験に裏付けられた、視認性と伝達性を兼ね備えた利用者目線に立った見易い地図制作をする技術を有しています。自社内に地図とデジタルサイネージコンテンツ（電子看板に流す映像）制作体制を整えていることで、顧客からの要望に合わせた自由なアレンジや、きめ細やかな対応が可能となっています。

①色覚バリアフリーマップ

国土交通省による平成19年度【バリアフリー整備ガイドライン】に色覚障がい者に配慮した地図の手法として当社の地図デザインが掲載され、現在も継承されています。



カラーユニバーサルデザイン地図



バリアフリー整備ガイドライン

②地域の特性が分かる観光マップ

地域の特性が分かりやすいイラストマップの採用や、鳥瞰図(パノラマ図)を作成。



江ノ島電鉄線自駅

③ペーパーナビタ



金沢散策物語

地図の持ち運びができるよう専用ラックを設置し、紙媒体制作を行いフリーペーパーとして展開。



名古屋市災害時避難案内

④モバイルと連動した道案内「ここからGO!」

QRコードを撮影することでモバイルで展開できる道案内サービス「ここからGO!(自社媒体)」との連動。



ルートを選択

目的の景色が
スマホ内に表示

通る場所が
わかりやすい矢印で

目的地の建物
目の前までご案内

5. 今後の経営戦略

プラットフォームの拡大

設置実績に裏付けされた主要自治体との強固なネットワークにより、自治体が管轄する未設置の各施設・サービスに自社プラットフォーム「ナビタ」を新規設置していくための開拓ルートが既に確立されています。

① 「メディカルナビタ」

既存

2017年より大学病院等の特定機能病院や公立病院等の地域医療支援病院をメインターゲットとして、一定数以上の提携医療機関を持つ病院を中心に設置を進めています。

開発ターゲット569病院
設置済 144病院

(2021年1月31日現在)



名古屋市立大学病院

② 「神社ナビタ」

既存

2018年より参拝者数の多い神社や観光名所となっている神社を、開発ターゲットとしてデジタルサイネージ設置を進めています。同様に今後は寺院への設置も進めていきます。

開発ターゲット113神社
設置済 60神社

(2021年1月31日現在)

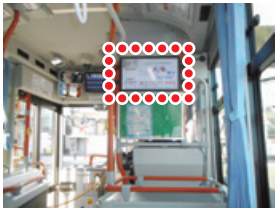


福岡県 宮崎宮

③ 「コミュニティバス広告」への拡大

新規

当社では愛知県刈谷市のコミュニティバス「かりまる」のバス10台に試験的にデジタルサイネージを設置し、広告放映を行っており、運営事業に対し、広告納金をお支払いすることで、行政サービス運用維持への財源として活用いただいております。今後展開をしていきます。



バス車内サイネージ

コミュニティバス運行
1,058市町村がターゲット



コミュニティバス「かりまる」

④ 「ハローワーク」のロケーションを活用

新規

デジタルサイネージによる広告媒体を展開します。採用ターゲット人材を明確に伝えることができるほか、企業イメージを発信することでハローワーク利用者への求人訴求効果を高めます。これからハローワークへのアプローチを開始します。



サイネージ設置イメージ

全国のハローワーク
544カ所がターゲット



訴求効果イメージ

業務の高度化と顧客への新規価値の創出

DX（デジタルトランスフォーメーション）による業務効率化・生産性の向上

- ① 既存業務の自動化、効率化
- ② 制作期間の短縮
- ③ 制作作業現場に新たなテクノロジー
- ④ 品質と精度の向上
- ⑤ デジタル管理の活用
- ⑥ スポンサー接点業務の高度化
- ⑦ 不良率分析による原価低減



工程管理システムの見直し

AIを利用した動画広告制作

意匠校正システムのクラウド化

地図制作業務の大幅な改善

契約、制作原稿書類の電子化

独自アプリケーションの開発

・営業社員の「非生産的業務」をDX化し、「生産的業務」に費やす時間を増やす。

・DX化による制作過程での自動化、アプリ化を推進し、事業拡大における「オペレーター増員」をすることなく収益に結びつける。

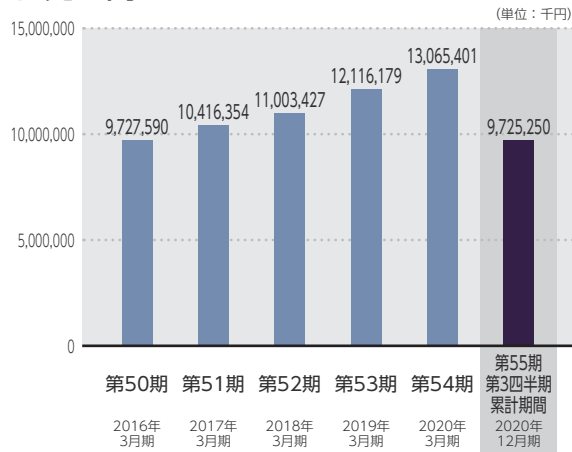
・管理にDXを積極的に取り込むことにより効率的に業務を行う。

プラットフォームを活かした新規ビジネス

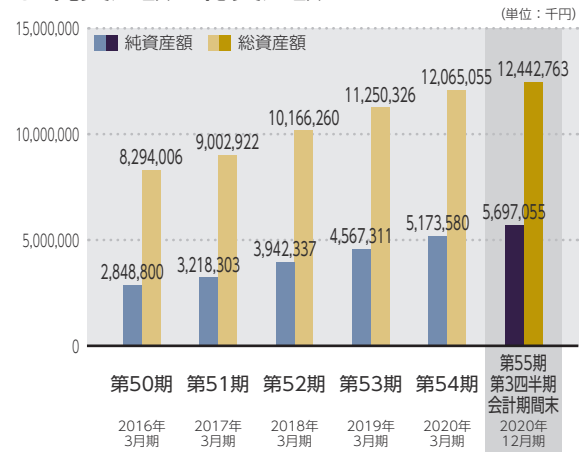
様々な業種に広がるナビタ事業におけるスポンサーとのネットワークや自治体・病院・鉄道会社等のロケーションオーナーとのネットワークを活かした新しいサービス提供を行うため、自社開発にこだわらず様々な企業との業務提携やM&Aも検討していきます。



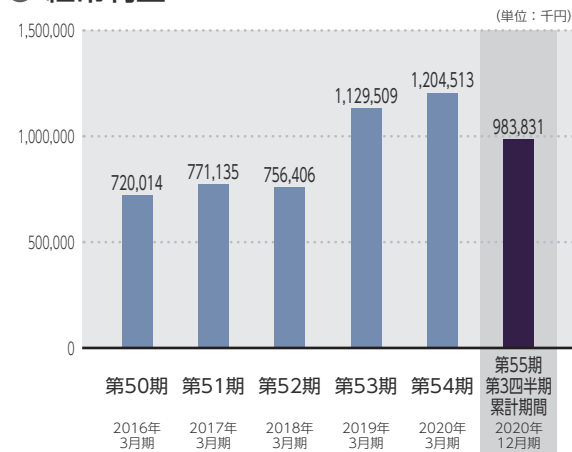
売上高



純資産額／総資産額



経常利益

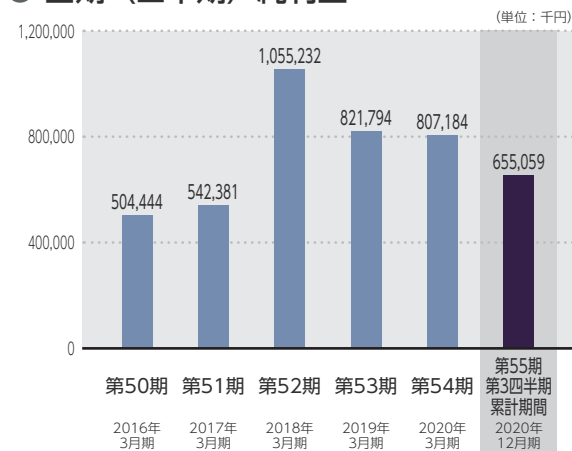


1株当たり純資産額

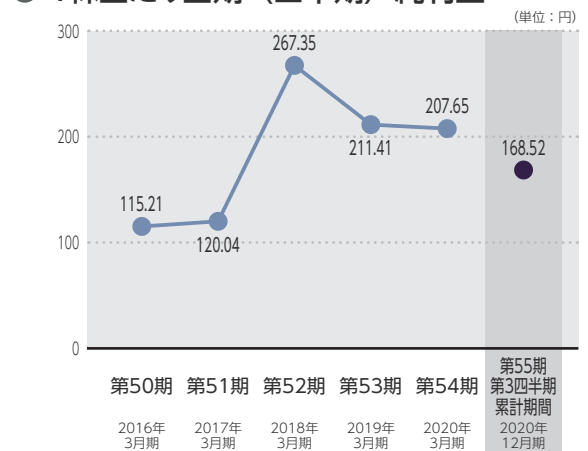


(注) 当社は、2017年11月16日開催の取締役会決議により、2017年12月9日付で普通株式1株につき9.5株の割合、2020年12月17日開催の取締役会決議により2021年1月7日付で普通株式1株につき5株の割合で株式割を行っている。上記では、第50期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を記載しております。

当期（四半期）純利益



1株当たり当期（四半期）純利益



(注) 当社は、2017年11月16日開催の取締役会決議により、2017年12月9日付で普通株式1株につき9.5株の割合、2020年12月17日開催の取締役会決議により2021年1月7日付で普通株式1株につき5株の割合で株式割を行っている。上記では、第50期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を記載しております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	5
第2 売出要項	6
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	6
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	7
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	8
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	9
募集又は売出しに関する特別記載事項	10
第二部 企業情報	11
第1 企業の概況	11
1. 主要な経営指標等の推移	11
2. 沿革	13
3. 事業の内容	15
4. 関係会社の状況	19
5. 従業員の状況	20
第2 事業の状況	21
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	21
2. 事業等のリスク	24
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	27
4. 経営上の重要な契約等	32
5. 研究開発活動	33
第3 設備の状況	34
1. 設備投資等の概要	34
2. 主要な設備の状況	35
3. 設備の新設、除却等の計画	36
第4 提出会社の状況	37
1. 株式等の状況	37
2. 自己株式の取得等の状況	40
3. 配当政策	40
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	41

第5	経理の状況	55
1.	財務諸表等	56
(1)	財務諸表	56
(2)	主な資産及び負債の内容	114
(3)	その他	118
第6	提出会社の株式事務の概要	119
第7	提出会社の参考情報	120
1.	提出会社の親会社等の情報	120
2.	その他の参考情報	120
第四部	株式公開情報	121
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	121
第2	第三者割当等の概況	122
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	122
2.	取得者の概況	122
3.	取得者の株式等の移動状況	122
第3	株主の状況	123
	[監査報告書]	125

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2021年3月4日
【会社名】	表示灯株式会社
【英訳名】	H Y O J I T O Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上田 正剛
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目2番11号
【電話番号】	052-307-6633 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 永井 東一
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目2番11号
【電話番号】	052-307-6655
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 永井 東一
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 889,525,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 917,700,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 294,630,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	表示灯株式会社 東京支社 (東京都港区南青山五丁目12番22号) 表示灯株式会社 関東支社 (東京都渋谷区渋谷一丁目3番9号) 表示灯株式会社 大阪支社 (大阪府大阪市中央区備後町四丁目2番10号) 表示灯株式会社 横浜営業所 (神奈川県横浜市中区花咲町一丁目2番地)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	650,000（注）2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- （注）
- 2021年3月4日開催の取締役会決議によっております。
 - 発行数については、2021年3月18日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
 - 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
 - 上記とは別に、2021年3月4日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式183,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2【募集の方法】

2021年3月29日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は2021年3月18日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	650,000	889,525,000	484,006,250
計（総発行株式）	650,000	889,525,000	484,006,250

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2021年3月4日開催の取締役会決議に基づき、2021年3月29日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,610円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は1,046,500,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 2021年3月30日(火) 至 2021年4月2日(金)	未定 (注) 4.	2021年4月6日(火)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2021年3月18日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2021年3月29日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2021年3月18日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2021年3月29日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2021年3月4日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2021年3月29日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2021年4月7日(水) (以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込みに関し、2021年3月22日から2021年3月26日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 柳橋支店	愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目16番30号
株式会社愛知銀行 本店営業部	愛知県名古屋市中区栄三丁目14番12号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2021年4月6日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号		
計	—	650,000	—

- (注) 1. 2021年3月18日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
 2. 上記引受人と発行価格決定日(2021年3月29日)に元引受契約を締結する予定であります。
 3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
968,012,500	9,000,000	959,012,500

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,610円）を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額959,012千円については、「1 新規発行株式」の(注) 4. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限272,532千円と合わせてナビタ事業における全国の駅他周辺案内図346契約単位数の設置に関する設備資金として560,000千円（2022年3月期560,000千円）及び社内業務効率化のための基幹システム投資に関する設備資金として300,000千円（2022年3月期150,000千円、2023年3月期150,000千円）を充当する予定であります。

また、残額につきましては、将来の駅他周辺案内図の設置に関する設備資金に充当する予定であります。なお、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

- (注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2021年3月29日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	570,000	917,700,000	大阪府豊中市 栗本 肇 290,000株 愛知県名古屋市長徳区 吉田 大士 200,000株 愛知県名古屋市長徳区日向町五丁目57番地の1 T Yシエル株式会社 80,000株
計(総売出株式)	—	570,000	917,700,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,610円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 2021年 3月30日(火) 至 2021年 4月2日(金)	100	未定 (注) 2.	引受人の本店及 び全国各支店	東京都中央区日本橋一丁目 13番1号 野村証券株式会社	未定 (注) 3.

(注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1.と同様であります。

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（2021年3月29日）に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)

7.に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	183,000	294,630,000	東京都中央区日本橋一丁目13番1号 野村証券株式会社 183,000株
計(総売出株式)	—	183,000	294,630,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、2021年3月4日開催の取締役会において、野村証券株式会社が割当先とする当社普通株式183,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、野村証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,610円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3. に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 2021年 3月30日(火) 至 2021年 4月2日(金)	100	未定 (注) 1.	野村証券株式 会社の本店及 び全国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
4. 野村証券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）(2) ブックビルディング方式」の（注）7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所への上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所への上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である喜平会株式会社（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2021年3月4日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式183,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 183,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注) 2.
(4)	払込期日	2021年5月7日(金)

(注) 1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、2021年3月18日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、2021年3月29日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、2021年4月7日から2021年4月27日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、貸株人である喜平会株式会社、売出人である栗本肇、吉田大士、及びTYシエル株式会社、当社株主であるHKO株式会社、YKT株式会社、MKT株式会社、栗本勉、上田正剛、佐々木真郎、吉田芳子、永井東一、橋本幸夫、秋藤尚弘、佐々木雅也、佐々木光義、高桑研一、竹井大、塚本泰裕、西川章彦、篠原和良、関根弘幸、櫻井秀樹、石川勝巳、伊勢昌弘、小島伸和、久木浩之、税所直矢、志田剛雄、富山整、西島史顕、横田章洋、小椋秀勝、高岡次郎、田嶋好博、大隈園彦及び佐合克典は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の2021年7月5日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2021年10月3日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2021年3月4日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第50期	第51期	第52期	第53期	第54期
決算年月		2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高	(千円)	9,727,590	10,416,354	11,003,427	12,116,179	13,065,401
経常利益	(千円)	720,014	771,135	756,406	1,129,509	1,204,513
当期純利益	(千円)	504,444	542,381	1,055,232	821,794	807,184
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—	—	—	—
資本金	(千円)	124,790	128,550	153,236	153,236	153,236
発行済株式総数						
普通株式	(株)	83,517	83,517	777,449	777,449	777,449
第1種優先株式	(株)	30,914	32,794	—	—	—
純資産額	(千円)	2,848,800	3,218,303	3,942,337	4,567,311	5,173,580
総資産額	(千円)	8,294,006	9,002,922	10,166,260	11,250,326	12,065,055
1株当たり純資産額	(円)	33,069.27	37,223.84	5,070.86	1,174.95	1,330.91
1株当たり配当額						
普通株式	(円)	1,500	2,000	250	250	175
(うち1株当たり中間配当額)	(円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
第1種優先株式	(円)	1,600	2,100	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益	(円)	5,472.26	5,701.80	1,336.77	211.41	207.65
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	34.3	35.7	38.8	40.6	42.9
自己資本利益率	(%)	17.6	17.9	29.5	19.3	16.6
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	27.4	35.1	18.7	23.7	16.9
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	1,565,195	1,318,109
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△753,195	△805,733
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△235,210	△236,794
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	—	—	—	3,369,057	3,644,638
従業員数	(人)	279	289	340	417	434
(外、平均臨時雇用者数)		(43)	(45)	(103)	(121)	(122)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第52期の当期純利益の増加は、トー・ナビタ株式会社との合併に係る抱合せ株式消滅差益の計上等によるものであります。

4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

5. 当社は、2017年12月14日開催の臨時株主総会の決議により、2017年12月31日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。これにより、2017年12月30日付で第1種優先株式の自己株式1,278株を消却、及び普通株式の自己株式54,150株を消却することを条件に第1種優先株式31,516株全ては、1対1の比率で普通株式に転換されております。

6. 第50期及び第51期の1株当たり純資産額については、第1種優先株式の発行金額及び優先配当額を純資産の

部から控除して算定しております。

7. 第50期及び第51期の1株当たり当期純利益については、第1種優先株式の優先配当額を当期純利益から控除して算定しております。
8. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
9. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
10. 第53期及び第54期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、仰星監査法人の監査を受けております。なお、第50期、第51期及び第52期の財務諸表については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく仰星監査法人の監査を受けておりません。
11. 当社は、2017年11月16日開催の取締役会決議により、2017年12月9日付で普通株式1株につき9.5株の割合、2020年12月17日開催の取締役会決議により2021年1月7日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。第53期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。なお、発行済株式総数及び1株当たり配当額は、当該株式分割前の実際の株式数及び配当額を記載しております。
12. 第50期、第51期及び第52期は、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目は記載しておりません。
13. 従業員数は就業人員（当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む）であり臨時雇用者数（パート社員、人材会社からの派遣社員を含む。）は年間の平均人数を（ ）外数で記載しております。
14. 当社は、2017年11月16日開催の取締役会決議により、2017年12月9日付で普通株式1株につき9.5株の割合、2020年12月17日開催の取締役会決議により2021年1月7日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第50期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第50期、第51期及び第52期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、仰星監査法人の監査を受けておりません。

回次	第50期	第51期	第52期	第53期	第54期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
1株当たり純資産額 (円)	696.20	783.66	1,014.17	1,174.95	1,330.91
1株当たり当期純利益 (円)	115.21	120.04	267.35	211.41	207.65
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額					
普通株式 (円)	31.58	42.11	50.00	50.00	35.00
（うち1株当たり中間配当額）	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
第1種優先株式 (円)	1,600.00	2,100.00	—	—	—
（うち1株当たり中間配当額）	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)

2【沿革】

当社は、創業者で取締役会長の吉田大士及び取締役副会長の栗本肇を中心に、「公共の分野において貢献できる事業をしたい」という思いの元、1967年2月に名古屋市中区において、市バスのバス停に交通広告を掲出する会社である日本交通表示灯株式会社として創業いたしました。

そして同年12月に、当社の主力商品である駅周辺案内図「ナビタ」（詳細は「第1 企業の概況 3 事業の内容（1）ナビタ事業」を参照のこと）の第1号機を名古屋鉄道株式会社上飯田駅に設置しました。その後、日本国有鉄道（現JR各社）を含めた大手電鉄各社に「ナビタ」の設置を行いつつ更に事業を拡大し、1977年に商号を表示灯株式会社に変更いたしました。

年月	概要
1967年 2月	公共の分野で貢献することを目的として日本交通表示灯株式会社を設立（資本金5,000千円）
12月	名古屋鉄道株式会社上飯田駅に駅付近優良商工案内図（現ナビタ）第1号機を設置
1968年 2月	ナビタ以外の各種広告を幅広く扱うアド・プロモーション事業を開始
1969年 7月	名古屋市営地下鉄へナビタの設置を開始 設置に施工が伴う広告、看板、案内板等を扱うサイン事業を開始し、名古屋市営地下鉄星ヶ丘駅バスターミナルに「広告付きバスシェルター」を設置
1970年 5月	東京支社を開設し、関東地区の大手電鉄（東武鉄道・小田急電鉄・西武鉄道・京浜急行電鉄）にナビタの設置を開始
1971年 7月	日本国有鉄道（現JR各社）にナビタの設置開始
1972年 2月	札幌支社を開設
3月	大阪支社を開設
4月	札幌市営地下鉄にナビタ設置開始
8月	横浜市営地下鉄にナビタ設置開始
1973年 5月	福岡支店（現福岡支社）を開設
9月	名古屋本社「表示灯ビル」を竣工、本社を移転
1976年 6月	東京支社を移転
1977年 5月	商号を表示灯株式会社に変更
11月	大阪「表示灯ビル（現ナビタ灯阪ビル）」を竣工、大阪支社を移転
1978年 6月	仙台支店（現仙台支社）を開設
1979年 9月	名古屋本社「表示灯伏見シティビル」を竣工、本社を移転
1981年 1月	広島支店を開設
2月	新潟支店を開設
1983年 5月	金沢営業所（現金沢支店）を開設
1986年 2月	東京「POSH表示灯ビル（現ナビタ東灯ビル）」を竣工 東京本部（現東京本社）、静岡営業所（現静岡支店）を開設
1987年 2月	盛岡支店を開設
1989年 1月	高松支店を開設
3月	都営地下鉄にナビタ設置開始
4月	横浜営業所を開設
1992年 10月	大阪市営地下鉄にナビタ設置開始
1993年 11月	福岡市営地下鉄にナビタ設置開始
1997年 5月	仙台市営地下鉄にナビタ設置開始
6月	首都圏JR（山手線など）へナビタ設置開始
2004年 4月	営団地下鉄（現東京メトロ）へナビタ設置開始
2005年 4月	色弱者に優しいナビタへ、色覚バリアフリーマップ化がスタート
2007年 8月	全株取得により、トー・ナビタ株式会社を完全子会社化
2010年 2月	名古屋市天白区役所に地域の情報を提供する、自治体シティナビタ1号機を設置
2011年 6月	大阪支社内に、表示灯株式会社建築事務所開設
2012年 5月	名古屋市中村区に「ナビタ名灯ビル」を竣工、本社を移転
11月	トー・ナビタ株式会社を関連会社化
2013年 12月	大阪府内の3交番に公共ナビタ1号機を設置
2014年 9月	インバウンド対応の推進に向けて日本政府観光協会（JNTO）と連携
2017年 4月	東京、名古屋の2本社制を導入 関東支社を開設
11月	トー・ナビタ株式会社を完全子会社化
12月	トー・ナビタ株式会社を吸収合併

2018年 12月 京都営業所を開設
2019年 8月 長野営業所を開設

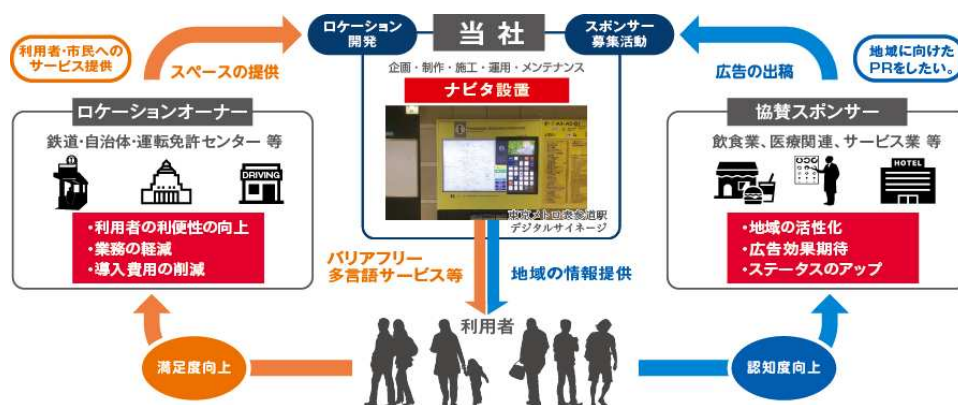
3 【事業の内容】

当社は、主に全国の鉄道、自治体、病院等公共施設等ナビタの設置場所の所有者（以下ロケーションオーナーという）、協賛スポンサー、利用者の3者にとってメリットのある当社オリジナルのナビタ事業を展開しています。元々ナビタ事業のみでの展開でしたが、交通広告や屋外広告等ナビタ事業用の周辺領域もカバーすべくアド・プロモーション事業を開始し、加えて広告の設置工事まで自社で内製化するためにサイン事業も展開するに至りました。ナビタ事業、アド・プロモーション事業、サイン事業の3セグメント事業により、企画立案から設置まで自社で一気通貫で対応ができる体制を有しています。各事業の詳細につきましては、以下に記載いたします。

(1) ナビタ事業

ナビタとは、全国の鉄道駅や路面電車の電停や、市（区）役所等の自治体庁舎、交番、警察署、運転免許試験場等に設置された、自社開発の周辺案内図(地図)を基礎媒体とした連合広告（ひとつの広告媒体に複数のスポンサー広告を掲出する形式。下図を参照のこと）です。スポンサー数は、延べ約78,000件（2021年1月31日現在）と安定的な収益の基盤となっています。

ナビタは、地図情報、公共施設情報はもとより災害時の避難場所の情報も盛り込んだ、公共性の高い媒体です。当社は自社内に地図とデジタルコンテンツ制作体制を有していることから、設置場所のエリア・用途にあわせたナビタの制作が可能になっています。



ナビタのロケーションオーナーは、ナビタの設置により周辺地図、掲出情報から施設利用者へのサービス向上に繋がるとともに、当社から支払われる広告納金、掲出料金、使用料、貸付料、賃料等ロケーションオーナーにより名称は異なるもののナビタ設置に関連してロケーションオーナーに支払われる金銭（以下総称して広告納金という）により収入を得ることができます。協賛スポンサーは注目される好立地の場所へ安価に広告を掲出することができ、当社は協賛スポンサーからの広告収入を得ることができます。

ナビタ事業は、連合広告により安価な価格設定で提供できるため、幅広い業種のスポンサーが広告を掲出しやすいこともあり複数年契約の継続スポンサーを中心に構成されており、スポンサー数は、延べ約78,000件（2021年1月31日現在）と多く、安定的な収益の基盤となっています。特定の業種に依存することがない上、安価な価格設定のため全国の従業者10名以上の約123万事業所のみならず従業者10名未満約432万事業所（平成26年経済センサス基礎調査（確報））という大きな潜在顧客マーケットをターゲットとして新規スポンサーの開拓を推進しています。新規開拓営業と継続営業とを分けることで、新たな顧客の獲得と高い継続率を実現し、ナビタ顧客層を年々積み上げております。ナビタ事業は、ターゲット、設置場所等により3種類のナビタに大別することができます。

- ① ステーションナビタ：JR各社、地下鉄、私鉄の全国2,504駅（うち、1日あたりの乗降者数が3万人以上の主要駅823駅）（2021年1月31日現在）の改札付近に設置され、掲出されている飲食業、医療関連、サービス業等のスポンサーの数は延べ44,000件を超えております。LED、液晶モニター、タッチパネルを利用した媒体を併設したさまざまなタイプが存在します。交通広告は鉄道会社の指定取扱代理店が担うことが慣例となっていますが、独自性のあるナビタ事業を端緒として当社は全国の主要駅やエリアで指定業者となっております。それに加え全国の多くの駅で既にナビタを設置済であることから、後発企業に対して高い優位性を有しております。ナビタは、交通広告の中でも立ち止まって閲覧する地図と併設する為、高い広告効果と共に以下の効果も期待できます。
 - ・ 広告が掲載されると地図上に所在地が表示されますので、駅からの誘導が可視化されます。
 - ・ 電話等の道案内に費やしていた、人件費（時間）の削減が可能です。
 - ・ 公共性の高い駅地図に掲出される事で協賛スポンサーに対する安心性、信頼性のステータスアップが期待できます。
 - ・ スポンサーの企業のステータスがアップするとともに従業員のモチベーションアップも期待できます。
 - ・ 多くの人が利用する駅に設置されている注目度の高い媒体なので、視認性が高く広告効果が期待できます。
 - ・ 購買地点に近い場所で訴求することで消費者の購買意欲の高まりが期待できます。（リーセンシー効果という）

- ・連合広告形式なので、通常の駅看板等の駅広告と比べ低コストで掲出が可能です。
- ・ロケーションオーナーにとっても視認性の高い地図で駅利用者へのサービス向上に繋がると同時に、広告納金による収入を得ることができます。

また、神社、サービスエリア、道の駅等にも同様のスキームで設置を進めています。その他専用ラックを設置し、各地、各エリアの周辺マップや路線図、観光案内等の情報を掲載するフリーペーパー「ペーパーナビタ」を発行しています。

- ② シティナビタ：市区町村等の自治体庁舎内に設置され、地図上で公共施設や避難場所情報等をお知らせすると共に、広告スペースでは市民が必要とする情報として民間商業施設を地域情報として紹介しています。設置する自治体にとっても、費用の負担なく税外収入（広告納金）が得られる、来庁者サービスの向上にもつながる、など多くのメリットがあり、996自治体への設置実績（うち、市656設置、区170設置）（2021年1月31日現在）があります。また、以下の効果も期待できます。

- ・自治体の広告事業への参加で、より一層の企業のイメージアップが期待できます。
- ・広告モデル（「第1 企業の概況 3 事業の内容 (1) ナビタ事業」の図を参照のこと）により、自治体がコストをかけず庁舎内で行政情報等を提供することが可能となるので、地域貢献に繋がることが期待できます。

その他市役所の順番待ち発券システム（番号案内）のタイアップ広告（番号案内画面の隣接モニターにスポンサー広告を表示）として、番号案内設備とモニター（行政情報及び広告動画を放映）を当社費用で設置しております。また、病院にはメディカルナビタとして自治体とも繋がりがあがる地域医療支援病院等にシティナビタと同様のスキームで設置を進めています。その他、ステーションナビタと同様のフリーペーパー「ペーパーナビタ」を発行しています。

- ③ 公共ナビタ：交番20カ所、警察署32カ所、運転免許センター65カ所、交通安全協会5カ所、合計122カ所（2021年1月31日現在）の警察施設に設置される地図案内板を通してスポンサー情報を発信し、より地域に密着した広告効果を発揮すると共に以下の効果も期待できます。

- ・交番では夜間に周辺地図の裏側に設置されたLEDバックライトの照明で、地域防犯にも繋がることが期待できます。
- ・交番機能の充実に貢献できるため、スポンサーは地元警察への協力にもなり、企業イメージの向上に役立ちます。
- ・費用の負担なく自治体の税外収入（広告納金）が得られます。
- ・運転免許センターの案内板は来庁者へのサービス向上を図るほか、案内板内のモニターを通じて安全・安心に関わる情報発信を行っています。

（2）アド・プロモーション事業

当社は独自性のあるナビタ事業を端緒として全国の主要駅やエリアで指定業者となっており交通媒体（車内・駅構内等）、マス媒体（テレビ・ラジオ・新聞・雑誌）、屋外媒体（看板・ボード等）による広告各種を幅広く手がけております。広告目的に沿った最適な企画立案・プレゼンテーション・予算管理までを含めたトータルプランニングを提案しています。アド・プロモーション事業は、商品構成により6種類に大別することができます。

- ① 駅広告：駅広告は、多くの人々が利用する駅構内に掲出される交通広告媒体です。駅看板、柱巻、駅ポスター、デジタルサイネージ（電子看板）等種類も豊富で、地域・暮らしに密着した「高い価値」をもった広告メディアとして定着しております。飲食店、不動産会社、医療機関等駅周辺エリアをターゲットにした展開から路線単位とした広範囲のエリアをターゲットにした広告展開も可能です。以下はその特徴です。

- ・路線単位の出稿により沿線でのブランディング効果が期待できます。
- ・媒体への接触率が高く、何度も目に触れるため認知度の向上効果が期待できます。
- ・購買行動の直前に接触するため、リーセンサー効果が期待できます。
- ・駅に広告が掲出されていることにより、駅利用者に対して終日広告を認知してもらうことができます。

- ② 車両広告：電車内といった日常的に接触する空間に掲出される広告媒体です。また、広告主の目的に合わせた掲出エリア、位置、期間、料金が選べるため幅広いターゲット層へのアプローチができます。以下はその特徴となります。

- ・電車内のため強制的に視認される可能性が高く、企業、商品のブランド認知等の広告効果が期待できる媒体です。
- ・電車利用者が媒体に反復して接触するため情報の認知度の向上が期待できます。
- ・広範囲への訴求、告知が可能で、地域沿線へのブランディング効果が期待できます。

③屋外広告：屋外を通行する歩行者や車に乗車している人等の不特定多数を対象に訴求をする広告で、常時または一定期間、屋外に掲出される広告媒体です。屋上看板、大型ビジョン、野立看板等があります。以下がその特徴となります。

- ・設置場所の特性、広告サイズ、掲出期間、予算にあわせた調査と提案が可能です。
- ・中長期的に掲出されるため反復性・接触率が高く、企業、商品のブランド認知等の広告効果が期待できる媒体です。

④ バス広告：人々の生活の足でもあるバスに広告展開が可能な交通広告であり以下がその特徴となります。

- ・特定の地域を運行するため、地域に密着した広告展開が可能で、エリアによってターゲットを絞れるため、ビジネスマンや学生、中高齢者等への広告の認知が可能です。
- ・他の交通広告と比較して、コストを抑えた展開が可能です。

⑤ Webサービス：当社は従来現実社会における媒体（自社媒体含む）の提供をメインに進めてきましたが、ネットの普及によりネットとリアルとの相乗効果も求められる状況に対応するため、ネット自社媒体の開発・運用を実施しており、ナビタのスポンサーをWebで紹介するe-ナビタ、地域グルメサイトのe-グルメ、免税店情報を紹介するTAXFREESHOPS.JP、及びQRコードを撮影することでモバイルで展開できる、ナビゲーションアプリのここからGO!等のアプリの開発・運用も行っております。また、ネット広告に精通しているパートナー企業とのネットワークを生かし、他社媒体を含めたより効果のあるネット広告の提案を行っています。

⑥ マス広告：マス広告は、主要な4つのメディア・媒体（テレビ広告、ラジオ広告、新聞広告、雑誌広告）です。近年では、新しいメディアであるインターネットの台頭に伴い、それぞれの媒体の特長を生かし、尚且つ、インターネットとの連動性を持たせた有効的な広告作りが重要になっています。

（3）サイン事業

サイン事業は、ナビタ事業の取引先である鉄道会社、自治体等のネットワークを活かして、広告・看板・案内板等の企画設計から施工に至るサービスを提供しています。サイン事業は、スポンサーにとって利便性の高い、快適で機能的な生活空間の創造をコンセプトに提供しており、4種類に大別することができます。

① 交通サイン：JR各社をはじめ全国の地下鉄や私鉄各社の施工実績があります。鉄道等の厳しい検査をクリアした製品を安全に配慮して施工しています。

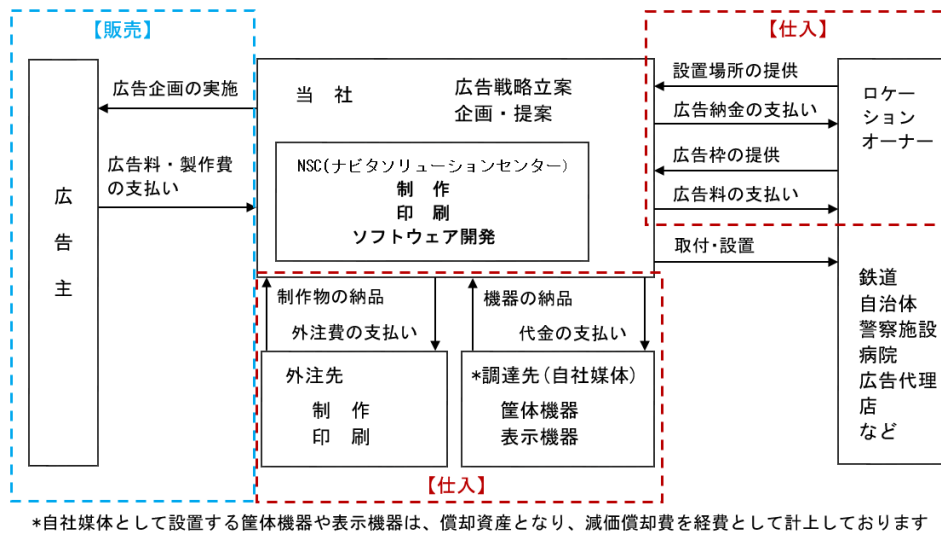
② 公共サイン：自治体等の個別案件に対し、企画設計から製品製作、施工までを行います。

③ 商業サイン：商業施設における自立式看板、外照式看板から施設内の案内表示まで、幅広いニーズに対応しています。

④ 避難誘導サイン：全国の自治体を中心に非常時に効果的な避難誘導サインを調査、研究、開発から施工までトータルで提案しています。誰もが安心して生活できる街づくりを目指しています。

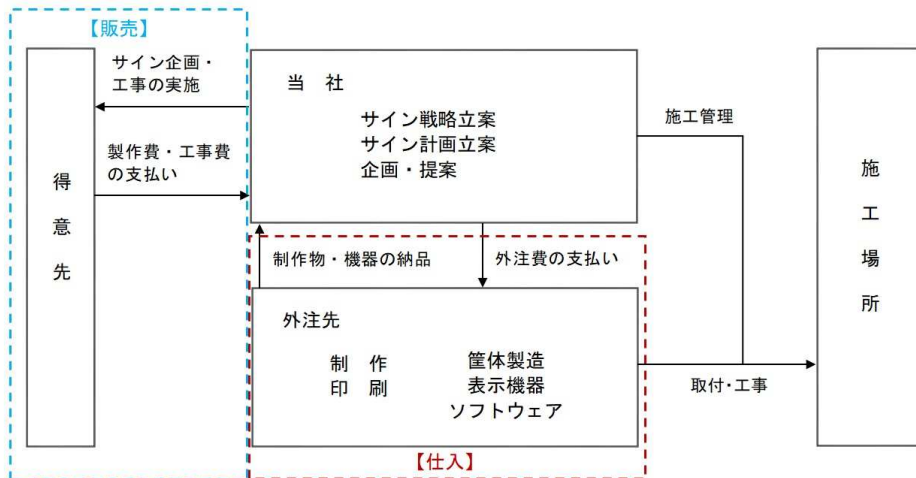
[事業系統図]

ナビタ事業及びアド・プロモーション事業



- (注) ①筐体機器とは、ナビタ本体のことです。表示機器とは、モニター関連の機材のことです。
 ②ソフトウェア開発は、筐体機器、表示機器等で使用するデジタルサイネージの管理システムとアプリケーションソフトウェアのことです。
 ③外注先の制作、印刷ですが、ナビタ事業部では、NSCの繁忙期に外注を行っており、アド・プロモーション部門でも広告物の制作、印刷等を依頼しています。
 ④広告納金は、ロケーションオーナーに筐体機器を設置していることに関連して支払われるものです。

サイン事業



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2021年1月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
440 (98)	44.0	7.8	4,700

セグメントの名称	従業員数（人）
ナビタ事業	206 (0)
アド・プロモーション事業	26 (1)
サイン事業	15 (1)
全社（共通）	193 (96)
合計	440 (98)

- (注) 1. 従業員数は事業部門に所属している就業人員（当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む）であり、セグメント利益を算出している人件費とは異なります。また、臨時雇用者数（パート社員、人材会社からの派遣社員を含む。）は最近1年間の平均人数を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、総務及び経理等の管理部門の従業員数であります。

(2) 労働組合の状況

当社の従業員により、表示灯労働組合（組合員数156人）が組織されており、愛知一般同盟に加盟しています。また労使関係は円満に推移しており、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

「道を表し示す灯になりたい」

当社の歴史は、地図・案内サインにその源流があります。

駅の利用者・街の生活者の利便性・快適さそして豊かさを追求するため、地域の企業・事業主等のクライアントの皆様とともに考え、歩んできました。

当社は、総合広告代理業として、広告を単なる商業広告として捉えず、地域社会のインフォメーション発信・コミュニケーション媒体として考えています。そして企業・事業主等クライアントの皆様とのビジネスパートナーとして、地域社会に役立つ・生活者を豊かにする、情報・メッセージをクリエイティブし発信します。

一方、これまでの経験や実績を生かし、地図上の図形に模様を入れることにより色弱者の方が地図を認識できるようにした、色弱者の方への色覚バリアフリーマップを開発しました。このマップは、国土交通省による平成19年度[バリアフリー整備ガイドライン]に、色覚障がい者に配慮した地図の手本として掲載され、現在も継承されています。また、災害時の避難誘導マップ、地域の特性が分かりやすいイラストマップや鳥瞰図(パノラマ図)を採用した観光マップを作成する等、社会のインフラ整備にもお役に立ちたいと考えています。更にはインターネットを最大限活用すべく開発部署を立ち上げ、この理念を将来に亘って追求してゆくことといたしました。

それが皆様に喜んでいただく、社会に貢献するための当社の使命だと信じています。

ナビタとメディアとサイン、私たちの全ての事業を通して誓います。

いつの時代にも「道を表し示す灯になりたい」

灯を目指し続ける企業。私たちは表示灯です。

(2) 経営戦略等

①新規媒体の開発

Web広告の強化を含め開発本部を2本部制にします。第1開発本部は、「鉄道・神社・空港」、「自治体・市民センター」、「医療施設」、「Web関連」、「都市整備開発」、「新規事業企画」の6部門、第2開発本部は、「交番・運転免許センター」の1部門を担当し、それぞれの担当組織が専門業種の開発に特化した開発営業活動を行うことで早期の媒体開発を図ります。当社の成長は駅・自治体庁舎に比する新たなプラットフォームに対する広告媒体設置拡大によるところが大きくなります。以下のプラットフォームへの拡大に注力します。

・メディカルナビタの拡大

大学病院等の特定機能病院や公立病院等の地域医療支援病院、200床以上の病床数を持つ病院の内、当該病院のHPあるいは当該病院の館内の登録医一覧等で確認した、おおむね100以上の登録医・提携医療機関を持つ569病院をメインターゲットとして2017年より本格的に設置を進めています。既に144病院(2021年1月31日現在)に設置済みです。

・神社ナビタの拡大

参拝者数の多い神社や観光名所となっている113神社を開発ターゲットとして、2018年より本格的にデジタルサイネージ設置を進めています。既に60神社(2021年1月31日現在)に設置済みです。同様に今後は寺院への設置も進めていきます。

・コミュニティバスへの拡大

コミュニティバスへの広告モニター設置を新たに試験的に開始しました。愛知県刈谷市のコミュニティバス『かりまる』のバス10台にデジタルサイネージを設置し、広告放映を行っており、運営バス事業に対し、広告納金をお支払いすることで、行政サービス運用維持への財源として活用いただいております。今後は、コミュニティバスを運行している1,058市町村を開発ターゲットとして本格的に設置を進めていきます。

・ハローワークのロケーションを活かした広告活用

ハローワークの特徴を活かし、デジタルサイネージによる広告媒体を展開します。企業主が当該広告に募集要項等を掲載することができるほか、企業イメージを発信することでハローワーク利用者への求人訴求効果を高めます。設置実績はまだありませんが、全国544カ所(2021年1月31日現在)のハローワークをターゲットに設置営業を行います。

②ナビタのデジタルサイネージ(電子看板)化

インバウンド旅行者を含むナビタ利用者の利便性を図るために、ナビタのデジタルサイネージ化の推進を行います。また、既存のナビタのデジタルサイネージ化により、媒体価値を向上させ売上拡大にも結び付けます。

③制作関連のコストダウン

最近の筐体は広告掲出面にモニターを使用するデジタルサイネージが多く、1機当たりの製造コストも従来に対して高額となるため、生産本部は、営業本部、開発本部と連携し、コストパフォーマンスを高める研究を行います。また新筐体の開発も含め、ナビタ関連製品の生産性向上に重点的に取り組みます。

④DX（デジタルトランスフォーメーション）による業務効率化・生産性の向上

既存業務の自動化、デジタル管理の活用等により営業社員の非生産的業務をDX化し、生産的業務時間の拡充をはかります。また、DXを積極的に取り込むことにより、業務効率が向上し事業拡大における収益につなげたいと考えております。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社では売上高、営業利益を重要な指標と考え、目標管理しております。当社の主力事業であるナビタ事業とアド・プロモーション事業は、契約期間が複数月に亘ることから、社内での目標管理の徹底を図るため、財務会計ベースの月次計画と併せて管理会計ベースの目標設定も行い、全社、全部門への周知を行っています。毎月開催する経営会議、取締役会においても財務会計ベースの月次利益計画と併せて管理会計ベースの目標の単月、累計の利益計画の進捗度合いの報告、分析を行います。管理会計ベースの利益計画においては、売上内容をナビタの種類別、事業所別に分析することにより実態の把握をし易くしており、各事業所への指導にも使用されております。

(4) 経営環境及び対処すべき課題

当社は、今後持続的な成長を図っていくためには、事業の成長や業容の拡大に伴い、経営管理体制のさらなる充実・強化が課題であると認識しており、株主やその他ステークホルダーに信頼される企業となるために、コーポレート・ガバナンスへの積極的な取り組みが不可欠であると考えております。そのため、優秀な人材の採用・育成により業務執行体制の充実を図り、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するような仕組みを強化・維持していくとともに、業務の適正性及び財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの適切な運用、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守を徹底しております。新型コロナウイルス感染症拡大の影響もある中、当社が当面対処すべき課題としては下記の6点があります。

①Web商品の強化、開発

ナビタ事業においても、デジタルサイネージ化による多言語化（英語、中国語、韓国語等）、サービスの高機能化（動画による伝達情報量の拡大）、競争力の強化が必要と考え対応しております。更にはデジタルサイネージ化の流れの延長線上にあるWeb商品への対応も必要不可欠です。当社においてもナビタと連動したe-ナビタから業態に特化したTAXFREESHOPS、JP、e-グルメ、目的地までの道案内機能を持つ（ここからGO!）等のサービスを提供しておりますが、Web商品の強化は喫緊の課題と考えております。そのためWeb関連ビジネスの推進を目的に経験ある人材の登用により体制強化を進めております。

②人材の育成

今後業績を維持、成長させていくためにも人材の採用・育成は不可欠です。営業担当社員への実績管理により教育のみならず、ロールプレイング研修、タブレットを利用した営業ツールの共有、同行営業等を行い、営業力のボトムアップを行います。また、業務管理担当社員に対しては、外部コンサルタントによる研修を含め、各自の業務処理能力に合わせてのスキルアップを行います。

③システム強化による効率化の推進

売上規模の増大、提供サービスの増加に伴い管理部門の強化が必要となりますが、システム化等の業務効率化の整備を進めることで、必要人員を検証し適正な人員数を目指しております。そのための基幹システムの改修も計画しております。

④ナビタ事業におけるスポンサーへのアド・プロモーション商材の提案営業

アド・プロモーション事業は、現在も駅構内の看板や車両広告を中心に、全国規模のネットワークや、ナビタ事業におけるスポンサー・自治体との繋がり等、当社独自の強みを生かし事業を進めておりますが、ナビタ事業におけるスポンサーへのアド・プロモーション商材の提案営業に一層注力していきます。今後、一定エリアの道路上に複数設置されるロードサイン等へ企業等が本社主導で一括して広告掲出等を行うことも想定されることから従来の個々の店舗への営業にとどまらず本社向け営業を強化しナショナルクライアント（全国的な知名度、ブランドを持つ企業）の獲得を目指します。

⑤テレワークの推進

新型コロナウイルスのような感染症の流行・自然災害時においても、事業活動を存続させるためテレワークに対応できる管理体制構築の必要性を強く感じています。タブレット端末のみならず、VPN環境を設定したノートPCを増設する等の対応を行っています。また、営業活動においてもWeb営業への取り組みを開始し更なるテレワークの推進を行います。

⑥プラットフォームを活かした新規ビジネス

様々な業種に広がるナビタ事業におけるスポンサーとのネットワークや自治体・病院・鉄道会社等のロケーションオーナーとのネットワークを活かした新しいサービス提供を行うため自社開発にこだわらず様々な企業との業務提

携やM&Aも検討していきます。プラットフォーム内に蓄積された情報をもとに新規ビジネスを創出することで、ライフスタイルナビゲーターとしての役割を担える存在を目指します。

2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある主な事項には、以下のようなものがあります。当社は、これらのリスクを十分に認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針です。なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営管理体制に関するリスク

①内部管理体制の整備状況にかかるリスクについて

当社では、企業価値を継続的かつ安定的に高めていくためには、コーポレート・ガバナンスが有効的に機能するとともに、適切な内部管理体制の整備が必要不可欠であると認識しています。業務の適正性および財務報告の信頼性の確保のための内部統制システムの適切な整備・運用と、法令・定款・社内規程等の遵守を徹底しています。しかしながら事業の急速な拡大により、適切な業務運営が困難となった場合には、当社の業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

②人材の確保および育成について

当社のナビタ事業の営業は、設置個所の多さから常に一定数の営業社員の確保が必要となります。また、原則として単独で営業を行うため、営業社員の育成は重要課題ですが、募集に対する応募件数は都道府県により大きく差があります。また、技術関連については専門分野に対応した人材の採用が必須となるため、採用活動に注力し、採用した社員への教育・研修体制の充実・強化を図り、早期戦力化と人材の定着に努めております。しかしながら、必要な人材の確保及び育成が計画通り進まない場合には、競争力の低下や事業拡大の制約要因が生じる可能性があり、当社の業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

③コンプライアンス体制について

当社は、企業価値を高めていくためにはコンプライアンス体制が有効に機能することが重要と考えています。そのため、コンプライアンスに関する社内規程を策定し、全役員および全社員を対象に周知徹底を図り、併せてコンプライアンス体制の強化に取り組んでいます。しかしながら、当社の事業運営に関して法令等に抵触する事態が発生した場合、当社の業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業環境に関するリスク

①情報システム・情報管理について

当社では、複数のITシステムを使用して業務処理・管理を行っており、安定した運用を行うためのシステム強化及びセキュリティ対策に注力しています。しかしながら、これらのシステムについて事故・災害、人為的ミス等により、その機能に重大な障害が発生した場合、当社の事業運営に重大な影響を与え、当社の業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

②サイン工事に関連する事故について

当社は、一般建設業許可を取得しており、看板等の設置工事も行っております。安全のためのサインマニュアルを配備すると共に、施工にあたっては事故防止に向けた対策を行っております。しかしながら、当社が施工した看板等が落下、倒壊等により人的被害が発生した場合は、その事故の規模により当社の業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

③与信管理について

当社は取引先に対し、必要に応じて与信調査の実施、与信限度額の設定等、与信管理に努めております。しかしながら、取引先の経営破綻または信用状況の悪化により当社が保有する債権が回収不能になる信用リスクがあります。このような事態が生じた場合、当社の業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

④経済状況について

当社は、多様な媒体において広告代理業に従事しております。特定の業種及び取引先に依存することなく、市場の動向を注視し業績の拡大を図っております。しかしながら、マクロ経済の悪化・関連市場の動向・国内外の景気変動等は、当社の業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑤モバイル機器の普及について

現在では視認性が高く地域が広範囲に把握できるナビタの有用性はスポンサーから支持されておりますが、色弱者対応、多機能化等、更なる利便性の向上にも努めております。また、「ここからGO!」等のスマートフォン向けのアプリの開発にも注力しております。しかしながら、今後モバイル機器の地図ソフト等が更に高性能化することにより、ナビタへの顧客の獲得・維持が困難になる可能性があり、当社の業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑥法的規制等について

当社は、ナビタ事業、アド・プロモーション事業の一部においては、屋外広告物法に基づく各地方公共団体の屋外広告物条例の規制を受け、サイン事業においては、一般建設業許可（有効期限2022年12月16日まで）を有し建設業法の規制を受けております。屋外広告物許可は、本社において許認可期間を管理することにより失効を未然に防止しています。また、サインマニュアルにより社員への法令順守体制の構築と強化を図っております。しかしながら、法令に違反した場合は指名停止、許可の取り消し等の処分を受ける場合があり、当社の業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑦個人情報の保護について

当社は、「個人情報の保護に関する法律」に基づく「個人情報取扱事業者」として社員及び顧客の個人情報を保有しており、これらの個人情報については、適正な管理に努め万全を期しております。しかしながら、個人情報が外部へ漏えいするような事態が発生した場合には、社会的信用の失墜、損害賠償による費用の発生等により、当社の業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑧大株主について

当社の取締役会長である吉田大士氏（同氏の資産管理会社である喜平会株式会社及び、TYシエル株式会社を含む）は、発行済株式総数の47.9%を所有しており、取締役副会長である栗本肇氏（同氏の資産管理会社であるHKO株式会社、YKT株式会社及びMK T株式会社を含む）は、発行済株式総数の46.1%を所有しております。本書提出日現在で両名が所有する株式は、発行済株式総数の94.0%です。当社株式の上場時において、その所有する当社株式の一部を売却する予定ではありますが、引き続き大株主となる見込みです。

両氏は、当社の創業者であり、当社の事業に関する豊富な知識と経験、人脈を有しており、代表取締役社長である上田正剛とともに、当社の経営指針の検討において重要な役割を果たしております。両氏は、安定株主として引き続き一定の議決権を保有し、その議決権行使に当たっては、株主共同の利益を追求するとともに、少数株主の利益にも配慮する方針を有しております。当社といたしましても、両氏は安定株主であると認識しております。しかしながら、将来的に何らかの事情により両氏により当社株式が売却された場合には、当社株式の市場価格、流通状況及び議決権行使の状況に影響を及ぼす可能性があり、当社の業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑨他社との競合について

アド・プロモーション事業、サイン事業には、多くの競合他社があります。当社におきましても媒体開発、カスタマーサービスの向上等により競争優位性の維持・向上に努めてまいります。しかしながら、販売競争、価格競争により、当社が顧客を獲得・維持できず、当社の事業活動や業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑩訴訟について

当社は、2021年3月4日現在において、重要な訴訟を提起されている事実はありません。また、コンプライアンス規程を定め、コンプライアンス委員会を四半期単位で開催することを通して全社において法令順守の維持・向上に取り組んでおります。しかしながら、当社が事業活動を展開する中で、知的財産権、製造物責任、債権債務、労務等、様々な訴訟の対象となるリスクがあります。何らかの要因で訴訟を提起される可能性があり、当社の事業活動や業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑪固定資産の減損について

当社では、支店を資産グループとして認識し、営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フロー、回収可能価額を著しく低下させる変化、経営環境の著しい悪化等を確認し、減損の兆候の有無を把握しております。しかしながら、減損の兆候がある資産グループが十分な将来キャッシュ・フローを創出できないと判断される場合には減損損失を計上することも予測され、当社の業績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑫ビジネスモデルに関するリスク

アド・プロモーション事業での壁面広告のデジタルサイネージ化、また、ナビタ事業における筐体表示部分のデジタルサイネージ化は、表示できる情報量が増加し利用者の利便性を高め顧客満足につながる反面、材料費、維持費等のコストが増加します。当社は設置箇所の市場性を勘案し設置コストの最適化を図ってスポンサーへの提案を行うことで、コストの増加抑制に努めております。しかしながら、コストの増加がスポンサーの掲出料金の値上げにつながり、スポンサー離れ、またはナビタ事業での契約の継続率低下につながる場合には、当社の業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑬納品の季節変動について

当社のサイン事業での納品は、建設業界の慣習的な要因もあり年度末に集中する傾向があります。同様にナビタ事業に関しましても、自治体等ロケーションオーナーの要請もあり年度末に設置が集中する傾向があります。こうした傾向に対し当社では、納期管理を徹底し計画通りに完成、納品ができるよう努めております。しかしながら、多くの企業が3月期決算であることから、期末に向けて受注、納品が活発になるという季節変動があり、仕入、制作等を含め業務が第4四半期に集中する傾向があります。ナビタ事業においては売上の期間計算を行うため、納品の集中がそのまま業績の集中にはなりません、何らかの理由により計画通りの納品ができない場合には、納期遅れ、工期遅れとなり、当社の信用および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 自然災害・感染症等の発生に関するリスク

①自然災害について

当社のナビタ事業、アド・プロモーション事業は、広告掲載料が売上構成比の多くを占めております。大規模な自然災害に備えて、当社では基幹システムのサーバーを災害に対して堅牢なソフトバンク株式会社のデータセンターへ移管する等、防災化に努めております。しかしながら災害が発生した際は、ナビタ筐体自体を含め広告の掲出施設、場所が被災し損壊することにより掲出の継続が困難となり、また、スポンサーが被災することにより一時的に事業が継続出来なくなる可能性があります。被災地ではない地域でも、節電施策が取られた際は、筐体のデジタルサイネージ、照明が使用できなくなることから所定の役務を提供できなくなる場合があります、当社の業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

②新型コロナウイルス感染症拡大の影響について

当社は、社内において営業時のマスクの着用、テレワークの推進等の感染防止対策を行っております。しかしながら、感染拡大により営業活動の停止、事業所および広告媒体の設置施設の一時閉鎖等のリスクがあり、その結果、当社の事業活動や業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。また、感染症拡大に伴い飲食、宿泊施設等の業績が悪化している業種の協賛スポンサーにおいては、契約の継続率の低下や未回収リスクが高まり、その結果、当社の事業活動や業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 経営成績の状況

第54期事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

当事業年度におけるわが国経済は、雇用情勢や個人所得環境に改善が見られ、緩やかな回復基調にありましたが、当期終盤に発生した新型コロナウイルス感染拡大の影響により、先行き不透明感が高まっています。

こうした経済状況の中、広告業界におきましては、インターネット広告の分野が大きく伸びる中、クライアントのニーズの多様化によって、インターネット広告のみで解決できないマーケティング課題を、従来からある媒体と組み合わせる等して解決する統合ソリューションがより深化しております。

当社におきましては、スポンサーニーズに合わせて様々なロケーションにおいて積極的な媒体設置に取り組み、従来の鉄道駅、市役所・区役所等の自治体設置に加えて、全国の病院や空港、運転免許センター、神社、市民センター等へのデジタルサイネージ媒体を設置し、多面的なコンテンツ提供を可能にまいりました。また、資材調達コストの見直しを通じて収益性の改善を図り、さらなる広告媒体への拡大に取り組んでまいりました。3月までの売上に関わる営業活動は2月までにほぼ終了していたことから新型コロナウイルス感染拡大は当期の営業成績には大きな影響はありませんでした。

以上の結果、当事業年度の売上高は13,065百万円（前期比7.8%増）、営業利益は1,058百万円（同13.7%増）、経常利益は1,204百万円（同6.6%増）、当期純利益は807百万円（同1.8%減）となりました。

なお、セグメントごとの経営成績は以下のとおりであります。

(ナビタ事業)

媒体価値を向上させるため、引き続き「デジタルサイネージ化」を推進するとともに、さらなる新規・拡大の獲得に取り組んでまいりました。ステーションナビタ事業におきましては、東京メトロによる駅工事等が相次ぎ筐体の一時撤去を余儀なくされていることもあり、低調な推移となりました。シティナビタ事業及び公共ナビタ事業における昨年の新規・拡大の契約増加が当事業年度の売上にも大きく寄与し、売上高は8,461百万円（前期比5.1%増）、セグメント利益は1,231百万円（同8.1%増）となりました。

(アド・プロモーション事業)

広告各種における最適な企画・プレゼンテーション等によるトータルブランニングのサービスの向上を図るとともに、新たな付加価値の創造によるサービスの拡大に取り組んできたことから、売上高は2,271百万円（前期比5.8%増）、セグメント利益は87百万円（同79.5%増）となりました。

(サイン事業)

快適で機能的な生活空間の創造をコンセプトとし、美しいデザインと機能性を併せもつ便利なサインの提供に引き続き努め、また、東京メトロの駅工事等による大型工事を獲得したことにより、売上高は2,332百万円（前期比21.8%増）、セグメント利益は165百万円（同35.5%増）となりました。

第55期第3四半期累計期間（自2020年4月1日 至2020年12月31日）

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大にともない、国内においても4月に緊急事態宣言が出され、社会・経済活動が急速に停滞し、個人消費や輸出が縮小したことから、極めて厳しい状況となりました。緊急事態宣言の解除後には経済活動が再開されましたが、新型コロナウイルス感染症の収束時期は未だ見通せず、景気の先行きについては予断を許さない状況となっております。

広告業界（注1）においても、新型コロナウイルスの感染拡大により、第1四半期は前年を2割以上割り込み、その後、テレビ等のマス広告は回復基調にあるものの、屋外広告、交通広告は回復の兆しが見られませんでした。また東京2020オリンピックが延期されたことも広告需要の減退につながりました。

当社におきましても4月からの緊急事態宣言中は、新規顧客獲得営業活動がほとんど行えず、既存顧客の継続勧奨に注力せざるを得ない状況となりました。このような環境下、4月に新型コロナウイルスの飛沫感染防止のためのアクリル板「安心ガード」を発売し、5月に「ワークガード」「フェイスガード」、7月に「テーブルガード」、9月に「伸縮する安心ガード」を発売し、病院、一般企業、公共機関を中心に12月末までに269百万円の売上をあげることができました。

また、ナビタ事業については、3年契約ですが、毎年、地図・広告を最新版に更新しており掲出期間を1年毎としております。更新後1年間にわたり売上が計上されるため、当第3四半期累計期間における売上高は、感染拡大の影響のなかった2020年3月期に獲得した契約が寄与する結果、新型コロナウイルス感染拡大の影響は大きくはありませんでした。一方、アド・プロモーション事業については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により広告需要は大きく減退しました。サイン事業については、4月からの緊急事態宣言による工事の中断が見られましたが、その後、工事が再開され完工したため、新型コロナウイルス感染拡大の売上への影響は軽微でした。

以上の結果、当第3四半期累計期間の売上高は、9,725百万円となりました。営業利益は943百万円となり、経常利益は983百万円、四半期純利益は655百万円となりました。

(注1) 「特定サービス産業動態統計調査」(経済産業省2021年2月8日公表)によります。

セグメントごとの経営成績は以下のとおりであります。

(ナビタ事業)

ステーションナビタ事業においては、前年度の東京メトロの駅工事による筐体の一時撤去の影響がありましたが緩やかに回復し、シティナビタ事業及び公共ナビタ事業においては、前年度の新規・拡大の契約増加が寄与し、売上高は6,308百万円、セグメント利益は1,004百万円となりました。

(アド・プロモーション事業)

新型コロナウイルスの影響による広告需要の減退から、新規契約が減少するとともに既存契約についても解約が増加したことから、売上高は1,369百万円、セグメント利益は13百万円となりました。

(サイン事業)

新型コロナウイルスの影響により一部の工事は中断、延期になりましたが、9月までには、東京メトロの駅工事等の大型工事が相次いで完成したことに加え、「安心ガード」等の販売が寄与し、売上高は2,046百万円、セグメント利益は244百万円となりました。

② 財政状態の状況

第54期事業年度(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

当事業年度末の総資産は12,065百万円(前年度末比814百万円増)となりました。

資産、負債及び純資産の状況については以下のとおりであります。

a. 資産

流動資産は、現金及び預金、売掛金の増加により、6,102百万円(同658百万円増)となりました。

固定資産は、ナビタ事業における設備投資増により、有形固定資産が増加したことなどから、5,962百万円(同155百万円増)となりました。

b. 負債

流動負債は、仕入債務や前受収益が増加したことなどにより、6,708百万円(同247百万円増)となりました。

固定負債は、長期借入金の返済等により、183百万円(同38百万円減)となりました。

c. 純資産

剰余金の配当194百万円実施した一方、当期純利益807百万円の計上による繰越利益剰余金の増加等から純資産は5,173百万円(同606百万円増)となりました。

第55期第3四半期累計期間(自2020年4月1日 至2020年12月31日)

当第3四半期会計期間末の総資産は12,442百万円(前年度末比377百万円増)となりました。

資産、負債及び純資産の状況につきましては、以下のとおりであります。

a. 資産

流動資産につきましては、売上債権は減少したものの、現金及び預金の増加等により6,527百万円(同424百万円増)となりました。

固定資産につきましては、ナビタ事業における設備投資が減少するとともに、減価償却による有形・無形固定資産の減少により、5,915百万円(同46百万円減)となりました。

b. 負債

流動負債につきましては、仕入債務の減少等により、6,569百万円(同138百万円減)となりました。

固定負債につきましては、長期借入金の返済等により、176百万円(同7百万円減)となりました。

c. 純資産

剰余金の配当を136百万円実施した一方、四半期純利益655百万円の計上等から純資産は5,697百万円(同523百万円増)となりました。

③ キャッシュ・フローの状況

第54期事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物は、3,644百万円（前年度末比275百万円増）となりました。

現金及び現金同等物の主な変動要因については、次のとおりであります。

a. 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、税引前当期純利益1,182百万円に対し、法人税等の支払額が326百万円、売上債権の増加額が346百万円、支出を伴わない減価償却費の計上が670百万円あったことなどから、1,318百万円の収入（前期比247百万円減）となりました。

b. 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローは、駅他周辺案内図その他広告媒体設備等の有形固定資産の取得による支出が679百万円、デジタルサイネージのソフトウェア等の無形固定資産の取得による支出が107百万円発生したことなどから、805百万円の支出（同52百万円増）となりました。

c. 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の返済による支出が39百万円、配当金の支払額が194百万円発生したことなどから、236百万円の支出（同1百万円増）となりました。

④ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社が提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

b. 受注実績

当社が提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

c. 販売実績

第54期事業年度及び第55期第3四半期累計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第54期事業年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)	前年同期比 (%)	第55期第3四半期累計期間 (自2020年4月1日 至2020年12月31日)
ナビタ事業 (千円)	8,461,520	105.1	6,308,818
アド・プロモーション事業 (千円)	2,271,722	105.8	1,369,772
サイン事業 (千円)	2,332,158	121.8	2,046,659
合計 (千円)	13,065,401	107.8	9,725,250

(注) 1. セグメント間の取引については該当事項はありません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上を占める相手先がないため記載を省略しております。

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

①重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たりまして、見積りが必要な事項につきましては、合理的な基準に基づき会計上の見積りを行っております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積りによる不確実性があるため、これらの見積りとは異なる場合があります。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計方針)」に記載しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響等につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (追加情報)」に記載しております。

②経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

第54期事業年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)

(売上高)

当事業年度の売上高は13,065百万円 (前期比7.8%増) となりました。これは、新型コロナウイルス感染拡大の影響はほとんどなく、ナビタ事業、アド・プロモーション事業、サイン事業ともに堅調に推移し、特にサイン事業において、東京メトロの駅工事等の大型工事により売上を大きく伸ばしたことによるものです。

(売上原価、売上総利益)

当事業年度の売上原価は、7,276百万円 (前期比9.8%増) となりました。これは、制作費、広告納金、外注費、筐体償却費等が増加しましたが、特にサイン工事の増加により外注費が大きく増加したことによるものです。この結果、売上総利益は5,788百万円 (前期比5.5%増) となりました

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当事業年度の販売費及び一般管理費は、4,730百万円 (前期比3.8%増) となりました。これは、主に人件費、旅費交通費の増加によるものです。この結果、営業利益は1,058百万円 (前期比13.7%増) となりました

(経常利益)

当事業年度において、保険解約返戻金等で営業外収益が161百万円、営業外費用が15百万円発生しております。この結果、経常利益は1,204百万円 (同6.6%増) となりました

(当期純利益)

当事業年度において、固定資産除却損18百万円を特別損失に計上したこと、所得拡大税制の適用がなかったことなどにより、当期純利益は807百万円 (同1.8%減) となりました。

第55期第3四半期累計期間 (自2020年4月1日 至2020年12月31日)

(売上高)

当第3四半期累計期間の売上高は9,725百万円となりました。これは、ナビタ事業の売上高は、新型コロナウイルス感染拡大の影響がなかった前年度に獲得した契約が大きく寄与したこと、サイン事業が東京メトロの駅工事等の大型工事が相次いで完成したことに加え、「安心ガード」等の販売が寄与したことによるものです。

(売上原価、売上総利益)

当第3四半期累計期間の売上原価は5,392百万円となりました。これは、主にサイン事業における外注費が大きく増加したことによるものです。この結果、売上総利益は4,332百万円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当第3四半期累計期間の販売費及び一般管理費は3,389百万円となりました。これは、主に人件費、旅費交通費の減少によるものです。この結果、営業利益は943百万円となりました。

(経常利益)

当第3四半期累計期間において、営業外収益が52百万円、営業外費用が12百万円発生しております。この結果、経常利益は983百万円となりました。

(四半期純利益)

当第3四半期累計期間において、固定資産除却損7百万円を特別損失に計上したことなどにより、四半期純利益は655百万円となりました。

③財政状態の分析

当事業年度末の総資産は12,065百万円 (前年度末比814百万円増) となりました。

資産、負債及び純資産の状況につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ② 財政状態の状況」に記載

のとおりであります。

④キャッシュ・フロー状況

当事業年度末における現金及び現金同等物は、3,644百万円（前年度末比275百万円増）となりました。

キャッシュ・フローの状況につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ③ キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

⑤当社の資本の財源及び資金の流動性について

a. 資金需要

当社の事業活動における運転資金需要の主なものは、広告納金、外注費、製造経費、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、設備投資によるものであります。また、株主還元については、財務の健全性等に留意しつつ、配当政策に基づき実施してまいります。

b. 財政政策

当社は、事業活動の維持拡大に必要な資金の流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。運転資金及び投資を目的とした資金の調達につきましては、自己資金を基本としており、自己資金で補うことができない場合は金融機関からの借入を基本としております。

⑥経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の分析

当社では売上高、営業利益を重要な経営指標として位置付けております。最近2事業年度及び第55期第3四半期累計期間の推移は以下のとおりであります。

経営指標	第53期事業年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	第54期事業年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)	第55期第3四半期累計期間 (自2020年4月1日 至2020年12月31日)
売上高 (千円)	12,116,179	13,065,401	9,725,250
営業利益 (千円)	931,065	1,058,474	943,899

今後も新規媒体の開発に取り組むことによって、売上高及び営業利益の増加を目指してまいります。

売上高、営業利益の分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ① 経営成績の状況」に記載のとおりであります。売上高は、第53期事業年度においてデジタルサイネージを活用した広告媒体の増加により前期比増収の12,116,179千円、第54期事業年度においてナビタ事業における新規・拡大契約の増加やサイン事業における大型工事の受注等が寄与し前期比増収の13,065,401千円となりました。また、第53期事業年度及び第54期事業年度において営業利益は生産部門の効率化等により931,065千円及び1,058,474千円となりました。

⑦経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおり、様々なリスク要因が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があることを認識しております。

そのため、当社は常に市場動向に留意しつつ、内部管理体制の強化、優秀な人材の確保、市場のニーズにあったサービスの展開等により、当社の経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散・低減し、適切に対応してまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第54期事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

当社では、セグメントにおけるナビタ事業を中心に、総額825,106千円の設備投資を実施いたしました。

セグメントごとの設備投資の概要は、次のとおりであります。

（ナビタ事業）

駅等の周辺案内図用設備や自治体、交番、運転免許試験場への地図案内設備等、全体では796,821千円の設備投資を実施いたしました。

なお、当事業年度の重要な設備の除却・売却等はありません。

（アド・プロモーション事業）

当事業年度の重要な設備投資はありません。

（サイン事業）

当事業年度の重要な設備投資はありません。

第55期第3四半期累計期間（自2020年4月1日 至2020年12月31日）

当社では、セグメントにおけるナビタ事業を中心に、総額455,828千円の設備投資を実施いたしました。

セグメントごとの設備投資の概要は、次のとおりであります。

（ナビタ事業）

駅等の周辺案内図用設備や自治体、交番、運転免許試験場への地図案内設備等、全体では382,407千円の設備投資を実施いたしました。

なお、第3四半期累計期間の重要な設備の除却・売却等はありません。

（アド・プロモーション事業）

当第3四半期累計期間の重要な設備投資はありません。

（サイン事業）

当第3四半期累計期間の重要な設備投資はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)	
			建物及び 構築物 (千円)	工具、器具 及び 備品 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	ソフト ウェア (千円)	その他 (千円)		合計 (千円)
本社 (名古屋市中村区)	(注) 1	本社機能 生産設備	724,492	40,927	761,593 (545.7)	147,574	12,538	1,687,124	119 (12)
東京本社 (東京都港区)	(注) 1	本社機能	123,619	25,467	850,458 (512.23)	131	3,848	1,003,523	79 (1)
大阪支社 (大阪市中央区)	(注) 1	事務所	42,908	783	95,868 (171.1)	—	4,196	143,755	71 (8)
駅他周辺案内図設備 (東京都港区等)	ナビタ事業	筐体設備	—	1,956,108	—	130,143	—	2,086,251	—

- (注) 1. 上記の本社、東京本社、大阪支社は、ナビタ事業、アド・プロモーション事業、サイン事業に属しております。
2. 現在休止中の主要な設備はありません。
3. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
4. 帳簿価格のうち「その他」は、機械及び装置、車両運搬具、リース資産、建設仮勘定、ソフトウェア仮勘定の合計であります。
5. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。
6. 本社の延べ床面積4,096.6㎡のうち、床面積584.0㎡を賃貸しております。年間賃貸料は37,388千円であります。

3【設備の新設、除却等の計画】（2021年1月31日現在）

（1）重要な設備の新設等

当社の設備投資については、業界動向、投資効率等を勘案して策定しております。

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方 法	着手及び完了予定年 月		完成後の 増加能力 (注) 3
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手 (注) 2	完了	
駅他周辺案内図設備 (東京都中央区等)	ナビタ事業	ステーション ナビタ	156,382	142,795	自己資金	2020年 4月	2021年 3月	106
			124,150	—	自己資金 及び 増資資金	2021年 4月	2022年 3月	88
駅他周辺案内図設備 (大阪府堺市等)	ナビタ事業	シティナビタ	378,897	256,219	自己資金	2020年 4月	2021年 3月	170
			379,014	—	自己資金 及び 増資資金	2021年 4月	2022年 3月	235
駅他周辺案内図設備 (鹿児島県鹿児島市 等)	ナビタ事業	公共ナビタ	23,879	20,349	自己資金	2020年 4月	2021年 3月	19
			57,150	—	自己資金 及び 増資資金	2021年 4月	2022年 3月	23
本社 (名古屋市中村区)	共通部門	基幹システムの 改修	300,000	—	増資資金	2021年 4月	2022年 10月	(注) 4

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 駅他周辺案内図設備の着手年月については、設置開始年月を記載しております。

3. 駅他周辺案内図設備の完成後の増加能力については、既存広告媒体の更新投資予定契約単位数及び増加する広告媒体元との販売契約単位数の合計数を記載しております。

4. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

（2）重要な設備の除去等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	15,500,000
計	15,500,000

(注) 1. 2020年10月22日開催の臨時株主総会により、定款の一部を変更し、同日付で発行可能株式総数は398,240株減少し、3,100,000株となっております。

2. 2020年12月17日開催の取締役会決議により、2021年1月7日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は、12,400,000株増加し、15,500,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,887,245	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	3,887,245	—	—

(注) 1. 2020年10月22日開催の臨時株主総会決議により、2020年10月22日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

2. 2020年12月17日開催の取締役会決議により、2021年1月7日付で1株につき5株の割合をもって分割しております。これにより発行済株式総数は、3,109,796株増加し、3,887,245株となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千 円)	資本準備 金残高 (千円)
2017年3月24日 (注)1	第1種優先株式 1,880	普通株式 83,517 第1種優先株式 32,794	3,760	128,550	—	8
2017年12月9日 (注)2	普通株式 709,894	普通株式 793,411 第1種優先株式 32,794	—	128,550	—	8
2017年12月30日 (注)3	普通株式 △54,150 第1種優先株式 △1,278	普通株式 739,261 第1種優先株式 31,516	—	128,550	—	8
2017年12月30日 (注)3	普通株式 31,516 第1種優先株式 △31,516	普通株式 770,777	—	128,550	—	8
2017年12月30日 (注)4	普通株式 6,672	普通株式 777,449	24,686	153,236	—	8
2021年1月7日 (注)5	普通株式 3,109,796	普通株式 3,887,245	—	153,236	—	8

(注) 1. 第1種優先株式有償第三者割当増資 発行価格2,000円、資本組入額 2,000円

割当先(永澤利憲、西島史顕、税所直矢、武井桂一)他49名

2. 普通株式の83,517株について1株を9.5株に分割

3. 第1種優先株式の自己株式1,278株を消却、及び普通株式の自己株式54,150株を消却することを条件に第1種優先株式31,516株を普通株式へ変更

4. 普通株式有償第三者割当増資 発行価格3,700円、資本組入額 3,700円

割当先(栗本勉、高桑研一、横田章洋、志田剛雄)他77名

5. 普通株式の777,449株について1株を5株に分割

(4)【所有者別状況】

2021年1月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	5	-	-	252	257	-
所有株式数 (単元)	-	-	-	28,944	-	-	9,858	38,802	7,045
所有株式数の割 合(%)	-	-	-	74.59	-	-	25.41	100	-

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年1月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 3,880,200	38,802	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 7,045	—	—
発行済株式総数	3,887,245	—	—
総株主の議決権	—	38,802	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は株主への利益還元を経営の最重要課題と考えており安定的な配当に配慮するとともに、業績を反映した利益還元を基本とし、かつ長期的視点に立った財務体質と経営基盤の強化に努め、総合的な株主利益の向上を図ることを利益配分の基本方針としております。

剰余金の配当は年1回を基本的な方針としており、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款で定めております。なお、期末配当の基準日は毎年3月31日、中間配当の基準日は毎年9月30日とし、このほか、基準日を定め剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。

内部留保資金につきましては、企業体質の強化及び将来投資のための財源として利用していく予定であります。

当事業年度の配当金につきましては、上記方針に基づき当期は1株当たり175円の配当を実施することを決定いたしました。この結果、当事業年度の配当性向は16.9%となりました。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2020年6月24日 定時株主総会決議	136,053	175

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、持続的な成長と経営の透明性を高め、監督機能の強化と意思決定の迅速化を図り、コンプライアンスを確保することをコーポレート・ガバナンス上の最重要課題と位置づけており、コーポレート・ガバナンス体制の強化・充実を推進することにより、企業価値の向上を目指しております。

②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ. 企業統治の体制の概要

当社は、会社法に基づき取締役会及び監査役会を設置しており、現行の経営体制は取締役9名、監査役3名であります。当社の取締役は15名以内とすること及び任期は1年とすることを定款で定めております。また、取締役のうち社外取締役は3名、監査役のうち社外監査役は2名であり独立した視点から経営監視を行っております。

・取締役及び取締役会

当社の取締役会は、代表取締役 上田正剛が議長を務め、代表取締役 佐々木真郎、取締役 栗本勉、取締役 吉田大士、取締役 栗本肇、取締役 永井東一、社外取締役 高岡次郎、社外取締役 白木和夫、社外取締役 那須國宏の取締役9名（うち社外取締役3名）で構成されております。原則として月1回開催される定時取締役会と必要に応じて随時開催される臨時取締役会に取締役及び監査役が出席し、法令、定款及び「取締役会規程」等に定められた事項の審議・決定並びに取締役の業務執行状況を監督・監視しております。

・監査役会

監査役会制度を採用しております。監査役会は、常勤監査役 橋本幸夫（議長）、社外監査役 大隈園彦、社外監査役 田嶋好博の監査役3名（うち社外監査役2名）で構成され、各監査役と監査役会は、原則として月1回開催し、法令、定款及び「監査役会規程」等に従い、監査役の監査方針、年間の監査計画等を決定しております。また、取締役の職務執行を監査することで、当社のコーポレート・ガバナンスの重要な役割を担っております。

・経営会議

経営会議は、取締役会に上程される議案や報告事項を含め、経営戦略や設備投資等の重要事項を審議する機関であり、経営の意思決定を支えております。代表取締役 上田正剛が議長を務め、代表取締役 佐々木真郎、取締役 栗本勉、取締役 吉田大士、取締役 栗本肇、取締役 永井東一の常勤取締役6名と、第1開発本部長 竹井大、第2開発本部長 篠原和良、経営企画室長 西川章彦、経理部長 和久津彰、総務部長 東谷博史、常勤監査役 橋本幸夫が構成メンバーであり、原則として月1回開催しております。

・人事報酬委員会

取締役会の諮問機関であり、取締役、執行役員等の重要な人事の審議・答申及び、執行役員等の報酬の内容を審議・答申するための人事報酬委員会は、代表取締役 上田正剛が議長を務め、代表取締役 佐々木真郎、取締役 栗本勉、取締役 吉田大士、取締役 栗本肇、取締役 永井東一の常勤取締役6名が構成メンバーであります。

・役員報酬委員会

役員報酬委員会は、取締役会の諮問機関であり取締役の報酬等の内容について審議・答申を行います。構成メンバーは委員長である社外取締役 那須國宏が議長を務め、代表取締役 上田正剛、取締役 永井東一、社外取締役 高岡次郎、社外取締役 白木和夫の5名が委員であり、委員の過半数が社外取締役であることを基本としております。

・内部監査室

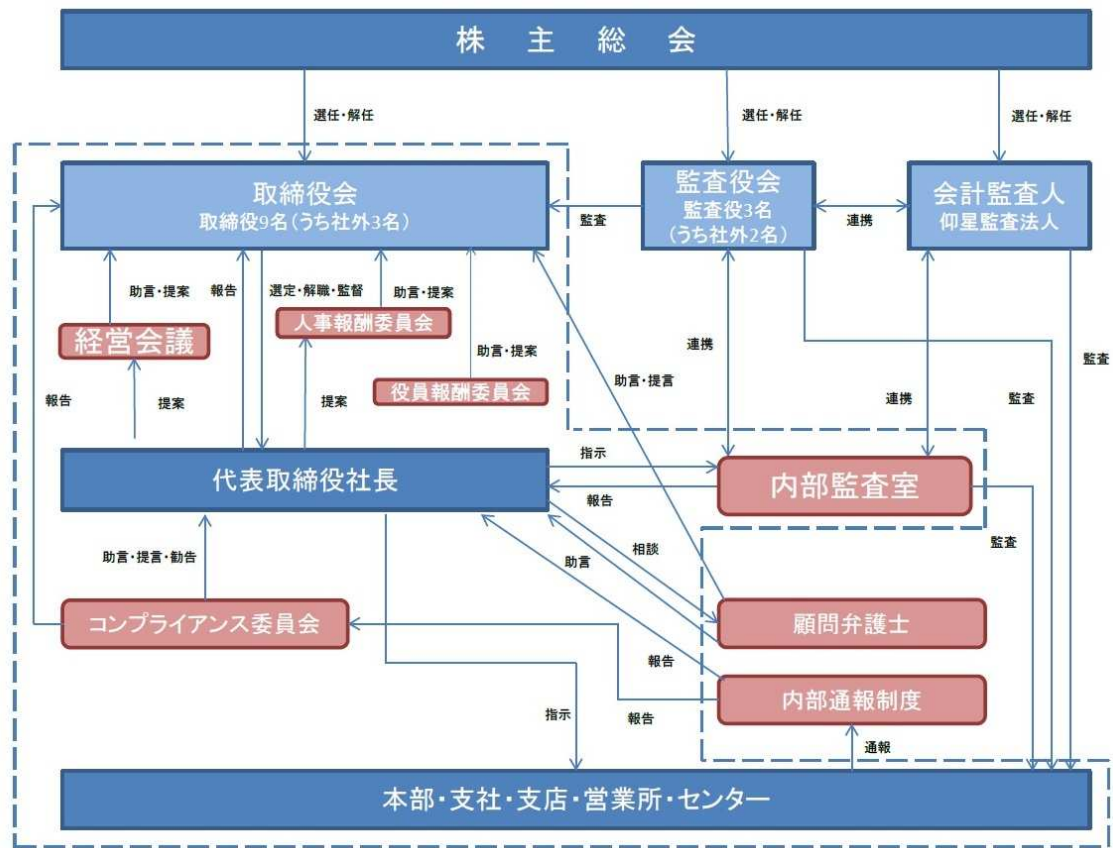
内部監査室は、室長 伊藤徹と室員1名で構成されており、コーポレート・ガバナンス体制及びコンプライアンス体制の構築・維持に関する代表取締役社長直轄の責任部署であり、内部監査担当部署として、「内部監査規程」に基づき、全社の業務活動に関して、運営状況、業務実施の有効性及び正確性、コンプライアンスの遵守状況等についての監査を定期的に行い、代表取締役社長に報告しております。また、内部監査結果及び是正状況については、監査役に報告し、意見交換を行っております。

・コンプライアンス委員会

当社は、当社の事業活動が法令、通達、定款及び社内規程等並びに社会一般の規範を遵守し、社会的信用の向上を図ることを目的として「コンプライアンス規程」を定めております。この規程内において当社のコンプライアンス経営への取組みは「コンプライアンス委員会」によって推進されることとなり、構成メンバーは、委員長に代表取締役 上田正剛、委員には代表取締役 佐々木真郎、取締役 栗本勉、取締役 永井東一、社外取締役 高岡次郎、社外取締役 白木和夫、社外取締役 那須國宏、常勤監査役 橋本幸夫、法務審査部長 塚本泰裕であり、社外取締役は全員委員として選任されます。基本は年4回の開催ですが、必要に応じて随時開催ができます。

・会計監査人

当社は、仰星監査法人との間で監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。



ロ. 当該体制を採用する理由

当社は、透明性の確保・向上及び経営環境の変化に対する迅速な対応を図るため、上記体制を採用しております。業務執行に関しては、取締役会による監視を行っており、社外取締役3名及び社外監査役2名による助言・提言により、監視・監査体制の強化を図っております。監査役は専門的な見地から取締役の職務執行に対する監査を厳正に行っております。さらに、監査役3名のうち過半数を超える2名を社外監査役とすることで、より独立した立場からの監査を確保し、監査機能の強化を図っています。以上により、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保できると判断し、現在の体制を採用しております。

③企業統治に関するその他の事項

イ. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、会社法に定める「業務の適正を確保するための体制」として、取締役会決議にて「内部統制に関する基本方針」（2019年7月改正）を制定しており以下のように体制を整備しております。

(a) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、企業の存続と発展のためにはコンプライアンスの徹底が不可欠なものであると認識し、企業活動において求められるあらゆる法令等の遵守と、高い倫理観に立って、公正かつ透明性の高い企業活動を行います。
- ・取締役は、取締役相互において法令および定款への適合性を監視するとともに、毎月の定時取締役会において、各々委嘱された職務の執行状況を報告します。
- ・取締役は、事業所長より職務執行状況の報告を定期的を受け、職務の執行においてコンプライアンス違反がないことを確認します。
- ・当社は、公共の秩序や市民社会の安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、一切の関係を持ちません。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当社は、取締役会議事録、稟議書、その他取締役の職務の執行に係る文書、その他の情報について「文書管理規程」および「情報セキュリティ管理規程」等の、社内規程に従って適切に保存、および管理します。また、必要に応じて保存および管理状況の検証、見直しを行います。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、経営に重大な影響をおよぼす恐れのある損失の危険をリスクと定め、リスクを未然に防止するとともに、万一、リスクが顕在化した時には迅速かつ確かな施策が実施できるように、「リスク管理規程」を整備し、リスク管理体制を構築します。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は、毎月1回以上開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、取締役以下の職務執行の状況を監督します。

- ・職務の執行に関しては「職務権限表」により意思決定の対象範囲と決定権限者を定め、「稟議規程」に基づき手続きの適正を確保します。
 - ・内部監査室は、公正かつ独立の立場で業務の執行状況を監視し、的確な現状把握と建設的な助言により、取締役の職務執行が効果的に行われる体制を確保します。
- (e) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・監査役が、その職務の執行の補助者を必要とするときは、まず、内部監査室に監査役の職務の執行の補助を委嘱します。なお、不足する場合には、別途直属の使用人を配置し監査業務を補助します。
- (f) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役の求めにより、内部監査室を監査役補助者として配置した場合は、内部監査室に対する異動、懲戒、人事考課等については監査役の意見を聞き、これを尊重します。また、直属の使用人を配置した場合の使用人に対する異動、懲戒、人事考課等についても監査役の意見を尊重するものとします。
- (g) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- 取締役および使用人は、「監査役会規程」に従い、監査役の要請に応じて下記の事項の報告および情報提供を行うものとします。
- ・重要な社内会議で決議された事項。
 - ・当社の業務または業績見込みの内容。
 - ・当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更。
 - ・内部監査の状況、およびリスク管理に関する重要な事項。
 - ・法令違反、もしくは不正行為の事実、苦情等。
- (h) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・取締役および使用人は、監査役から監査業務執行に関する事項の報告、調査を求められた場合は、速やかに当該事項について報告する体制を確保します。
 - ・監査役は、会計監査人および内部監査室との間で密接な連携を保ち、監査役監査に必要な情報の提供を受けます。
 - ・監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会等、重要な会議に出席します。

ロ. リスク管理体制の整備の状況

当社では「リスク管理規程」を制定し、規程に基づきリスク管理の徹底を図っているところです。当社のリスクは「コンプライアンス違反リスク」「営業活動に関するリスク」「信用リスク」「市場リスク」「事務リスク」「システムリスク」「環境リスク」「財務報告に関するリスク」「自然災害、事件等に関するリスク」「その他、当社の業務に関するリスク」の10を定義いたしました。体制は代表取締役社長を責任者として、全社及び事業所ごとのリスク管理責任者を任命し、前述のリスクの発見に努めます。また、緊急事態と認識した時点でその対応策を設定し、それぞれ取組むものであります。

ハ. コンプライアンス体制の整備の状況

当社では、「コンプライアンス規程」を制定し、規程に基づきコンプライアンス経営の徹底を図っているところです。この規程内において当社のコンプライアンス経営への取組みは「コンプライアンス委員会」によって推進されることとなり、構成メンバーは、委員長に代表取締役社長、委員には取締役、監査役、顧問弁護士等から4名以上とし、社外取締役は全員委員として選任され構成されるものです。基本構成は取締役7名（うち社外取締役3名）、監査役1名、執行役員1名となります。

ニ. その他の体制整備状況

当社は、内部監査室を設置し、本社及び各事業所を定期的あるいは緊急的に訪問し、業務監査及び会計監査を実施しております。また、会計監査人を仰星監査法人に選定し、当社のコンプライアンス経営に直結した会計監査を行っております。その他、取締役、執行役員等の重要な人事の審議・答申及び、執行役員等の報酬の内容を審議・答申するための人事報酬委員会（取締役6名で構成）、取締役会の諮問機関で取締役の報酬等の内容を審議・答申する役員報酬委員会（取締役3名以上で構成、委員長及び過半数は社外取締役）を設置しております。

ホ. 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は15名以内、監査役は4名以内とする旨を定款で定めております。

ヘ. 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定めております。

ト. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除するこ

とができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

チ. 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項の定めによる株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

リ. 責任限定契約の内容

当社と社外取締役3名および社外監査役2名は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項による賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

ヌ. 剰余金の配当等の決定機関

株主への利益配分を機動的に行うため、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

ル. 支配株主との取引を行う際における少数株主を保護するための方策

当社は、支配株主との取引は、原則として行わない方針ですが、当社と支配株主が取引を行う場合は、少数株主保護の観点から、取締役会において当該取引の合理性及び必要性並びに取引条件の妥当性について十分検討する予定です。

ロ. 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、将来の経営の機動性を確保するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等による自己株式の取得を行うことができる旨を定款で定めております。

ワ. 中間配当

当社は、中間配当について、株主への機動的な利益還元を可能にするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性12名 女性 一名 (役員のうち女性の比率-%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	上 田 正 剛	1953年11月22日生	1977年4月 株式会社日本長期信用銀行入行 2001年4月 当社入社 名古屋支社長 2005年4月 当社取締役就任 東京支社長 2008年6月 当社代表取締役社長就任 (現任)	(注) 3	20,000
代表取締役副社長 営業本部長	佐々木 真 郎	1957年6月16日生	1981年4月 警察庁入庁 1985年3月 愛知県犬山警察署長 1998年1月 警視庁生活安全全部生活安全総務課長 1999年4月 警察庁長官官房総務課企画官 2001年1月 警察庁長官官房総務課政策評価・情報 公開企画官 2003年8月 鳥取県警察本部長 2006年9月 警察庁交通局運転免許課長 2010年8月 警察庁長官官房審議官 (交通局担当) 2011年8月 長野県警察本部長 2015年1月 近畿管区警察局長 2016年1月 警察庁長官官房付 2016年4月 当社入社 顧問 2016年5月 当社代表取締役副社長就任 2019年4月 当社代表取締役副社長 営業統括本部長 2019年8月 当社代表取締役副社長 営業本部長 (現任)	(注) 3	10,000
取締役副社長 生産本部長	栗 本 勉	1945年7月19日生	1973年11月 株式会社日本テクニカルプリント (表示灯グループ会社) 入社 1977年4月 当社転籍 1983年8月 パンライフジャパン株式会社転籍 1984年8月 朋和株式会社 (のち、トー・ナビタ株式 会社) 取締役就任 (非常勤) 1986年4月 朋和株式会社取締役就任 (常勤) 1987年7月 灯地建設株式会社取締役就任 (常勤) 朋和株式会社取締役就任 (非常勤) 1995年11月 灯地建設株式会社取締役辞任 フラーテル株式会社 (のち、トー・ナ ビタ株式会社) 取締役就任 (常勤) 2002年6月 同社 代表取締役社長就任 2017年12月 当社との合併により 当社取締役副社長就任 2019年4月 当社取締役副社長 生産本部長 (現任)	(注) 3	31,660
取締役会長	吉 田 大 士	1941年5月17日生	1967年2月 日本交通表示灯株式会社 代表取締役社長就任 1999年4月 当社代表取締役会長就任 2003年4月 当社取締役会長就任 (現任)	(注) 3	1,863,090
取締役副会長	栗 本 肇	1942年3月29日生	1967年2月 日本交通表示灯株式会社 代表取締役副社長就任 1999年4月 当社代表取締役副会長就任 2003年4月 当社取締役副会長就任 (現任)	(注) 3	1,791,795
取締役 管理本部長	永 井 東 一	1963年8月28日生	1986年3月 当社入社 東京支社 1988年3月 表示灯アーキプラン株式会社出向 1991年2月 当社本社社長室 1995年6月 当社本社総務部業務推進課 1996年12月 当社本社総務部 2010年4月 当社執行委員就任 総務部長 2013年4月 当社執行役員就任 統轄本部企画広報部 長 2014年4月 当社取締役就任 社長室長 2019年4月 当社取締役 管理本部長 (現任)	(注) 3	5,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	高岡次郎	1936年7月7日生	1960年4月 八幡鋼管株式会社入社 1964年10月 公認会計士太田哲三事務所入所 1965年4月 公認会計士今井富夫事務所入所 1968年12月 監査法人丸の内会計事務所設立に伴い移籍 1981年9月 当社監査役就任 1986年9月 公認会計士・税理士高岡次郎事務所開設 1988年4月 監査法人丸の内会計事務所がサンワ・等松青木監査法人(現 有限責任監査法人トーマツ)と合併、専務代表社員就任 1989年1月 今井会計合同事務所 所長就任 1990年4月 株式会社アタックス 代表取締役会長就任 1999年5月 監査法人トーマツ 会長就任 2000年5月 監査法人トーマツ 包括代表社員兼務 2001年5月 監査法人トーマツ 会長兼包括代表社員退任、相談役代表社員就任 2001年7月 ニック株式会社 取締役会長就任 2001年7月 NPO新産業創造研究会 副理事長就任 2002年1月 監査法人トーマツ 相談役就任 2002年4月 アタックス税理士法人(旧今井会計合同事務所/高岡次郎事務所) 設立 代表社員就任 2006年7月 株式会社アタックス 最高顧問就任(現任) 2007年3月 NPO新産業創造研究会 理事長就任 2012年4月 アタックス税理士法人代表社員から社員へ資格変更(現任) 2018年4月 当社社外取締役就任(現任)	(注) 3	550
取締役	白木和夫	1950年7月5日生	1973年4月 大日本印刷株式会社入社 1975年4月 株式会社シロキ入社 1983年1月 同社取締役就任 1986年6月 同社代表取締役社長就任 1987年2月 株式会社JUS 代表取締役社長就任 1996年3月 株式会社JUS 取締役就任(現任) 2009年3月 株式会社シロキ 代表取締役会長就任 2017年1月 株式会社シロキ会社分割に伴い、継承会社株式会社シロキホールディングス社長就任(現任) 株式会社シロキ 取締役会長就任(現任) シロキコーポレーション株式会社取締役会長就任 2019年1月 シロキコーポレーション株式会社取締役就任(現任) 2020年5月 当社社外取締役就任(現任)	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	那 須 國 宏	1944年6月5日生	1969年4月 名古屋弁護士会（現、愛知県弁護士会） 登録（現任） 1975年10月 那須國宏法律事務所（現 那須・岩崎 法律事務所）開設、 同所長弁護士（現任） 1999年4月 名古屋弁護士会（現、愛知県弁護士会） 会長就任 日本弁護士連合会 副会長就任 2003年7月 愛知県人事委員会 委員長就任 2009年4月 当社顧問弁護士就任 2015年6月 株式会社サンゲツ 社外取締役監査等委 員就任（現任） 2018年6月 東海旅客鉄道株式会社 社外監査役就任（現任） 2020年6月 当社社外取締役就任（現任）	(注) 3	—
常勤監査役	橋 本 幸 夫	1954年12月16日生	1974年4月 山本測量設計事務所入所 1979年4月 株式会社浪速美装入社 1985年3月 当社入社 大阪支社 2012年1月 当社本社事業部統括部長 2012年2月 当社取締役就任 統括営業本部長 2018年4月 当社監査役就任（現任）	(注) 4	5,000
監査役	田 嶋 好 博	1939年3月1日生	1964年4月 名古屋弁護士会登録（現任） 田嶋好博法律事務所開設 1987年4月 名古屋弁護士会副会長就任 1988年4月 名古屋地方裁判所、同簡易裁判所 調停委員就任 1990年1月 名古屋地方裁判所鑑定委員就任 1997年6月 当社監査役就任 1999年6月 岐建株式会社 監査役就任（現任） 1999年12月 愛知県地方労協委員会 会長就任 2002年10月 田嶋・水谷法律事務所開設 2004年7月 愛知県個人情報保護審議会 会長就任 2008年2月 株式会社エイチーム 監査役就任 （現任） 2018年4月 当社社外監査役就任（現任）	(注) 4	550
監査役	大 隈 圀 彦	1942年11月26日生	1968年4月 株式会社大隈鐵工所入社 1977年6月 同社取締役就任 1980年3月 大隈エンジニアリング株式会社 取締役 就任 1983年3月 同社常務取締役就任 1991年6月 同社専務取締役就任 1992年3月 同社代表取締役専務取締役就任 2001年3月 同社顧問就任 2001年6月 株式会社ユニソン入社 監査役就任 2007年2月 ライツ信託株式会社 監査役就任 2010年6月 同社監査役退任 2012年11月 当社監査役就任 2018年4月 当社社外監査役就任（現任）	(注) 4	550
計					3,728,195

- (注) 1. 取締役 高岡次郎、白木和夫、那須國宏は、社外取締役であります。
2. 監査役 田嶋好博、大隈園彦は、社外監査役であります。
3. 2020年10月22日開催の臨時株主総会の終結の時から、2021年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2020年10月22日開催の臨時株主総会の終結の時から、2024年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 取締役副会長栗本肇は、取締役副社長栗本勉の実兄であります。
6. 取締役会長吉田大士の所有株式数には、資産管理会社である喜平会株式会社及びT Y シエル株式会社が所有する株式数を含めて表示しております。
7. 取締役副会長栗本肇の所有株式数には、資産管理会社であるH K O株式会社、Y K T株式会社及びM K T株式会社が所有する株式数を含めて表示しております。
8. 当社では執行役員制度を導入しております。執行役員は24名で構成されております。

執行役員	営業本部アド・プロモーション部長	秋 藤 尚 弘
執行役員	関東支社長	石 川 勝 巳
執行役員	東京支社長、新潟支店長、横浜営業所長	伊 勢 昌 弘
執行役員	第1開発本部スマートビジネス推進事業部長	小 畠 伸 和
執行役員	生産本部インフォメーションプランニングセンター長	久 木 浩 之
執行役員	大阪支社長、京都営業所長	税 所 直 矢
執行役員	営業本部ナビタ営業部長	佐 々 木 雅 也
執行役員	営業本部サイン営業部長	佐 々 木 光 義
執行役員	生産本部NSCクリエイト室長	志 田 剛 雄
執行役員	第1開発本部ステーションインフラ開発部副開発部長	関 根 弘 幸
執行役員	生産本部NSCデジタルソリューション室長	高 桑 研 一
執行役員	第1開発本部長 シティイノベーション事業部長	竹 井 大
執行役員	管理本部法務審査部長	塚 本 泰 裕
執行役員	経営企画室 IPOプロジェクトリーダー	富 山 整
執行役員	経営企画室長	西 川 章 彦
執行役員	第1開発本部都市整備開発担当部長	西 島 史 顕
執行役員	第2開発本部長 公共ナビタ事業部長	篠 原 和 良
執行役員	生産本部NSCエンジニアリング室長	横 田 章 洋
執行役員	管理本部経理部長	和 久 津 彰
執行役員	第1開発本部ステーションインフラ開発部長	近 藤 一 成
執行役員	札幌支社副支社長	櫻 井 秀 樹
執行役員	札幌支社長	小 椋 秀 勝
執行役員	名古屋支社長	佐 合 克 典
執行役員	生産本部副本部長	徳 毛 孝 裕

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は3名、社外監査役は2名であります。

社外取締役高岡次郎は、公認会計士・税理士の資格を有しており、税理士法人における長年の経験と会計及び税務に関する専門知識を有しております。また同氏は当社株式550株を保有している他、当社との間に人的関係、資金的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役白木和夫は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。また同氏は当社との間に人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役那須國宏は、弁護士の資格を有しており、長年の経験と法務に関する専門知識を有しております。また同氏は当社との間に人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役田嶋好博は、弁護士の資格を有しており、長年の経験と法務に関する専門知識を有しております。また同氏は当社株式550株を保有している他、当社との間に人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役大隈罔彦は、企業経営及び他社の監査役を歴任した経験と知識を有しております。また同氏は当社株式550株を保有している他、当社との間に人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

当社では社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものはありませんが、その選任にあたって、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会において、監査役会及びその他事業部門に関する重要な事項の報告を受けており、それに基づき、積極的な意見交換や助言を行っております。

社外監査役は、監査役2名が社外監査役であり、取締役会及び監査役会を通じて重要な事項の報告を受けており、情報共有、協議等を行い連携をはかっています。

監査役監査及び内部監査並びに会計監査は、相互の連携を図るために定期的な情報交換の場を設置して監査の実効性を高めるよう努めています。

監査役会と内部監査室は、監査役会の監査方針及び計画並びに内部監査室の内部監査方針、計画、実施した監査結果に関する確認及び調整を行っております。内部監査室の内部監査の結果についても経営会議を通じ、監査役会及び内部統制部門の責任者に対して、適宜報告がなされています。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

監査役監査につきましては、取締役会に出席して質問をし、または意見を述べるほか、その他重要な会議または委員会への出席、重要な決裁書類の閲覧、関係者からの報告聴取、会計監査人および内部監査室との協議または意見交換等により、取締役の職務の執行および執行役員の業務執行を主として適法性の観点から監査を実施しております。なお、監査役会は月1回定期的に開催しており、当事業年度は13回（6月に2回）実施しており、監査役田嶋好博が1回欠席した以外は全員出席で開催しています。監査役会では、常勤監査役から毎月の経営会議の報告をはじめ、四半期報告、事業報告、定款変更、新設規程類、労務等、その時々課題の検討を行っています。

なお、常勤監査役橋本幸夫は、長年にわたり当社に勤務し取締役統括営業本部長等の重要な役職を歴任しており、当社の業務に精通しております。また監査役田嶋好博は現役の弁護士であり、企業法務やコンプライアンス等に関する専門的な知識を有しております。監査役大隈罔彦は、長年上場企業で管理部門の役員を勤めており豊富な実務経験があります。

② 内部監査の状況

内部監査の組織、人員および手続当社の内部監査は、代表取締役社長が任命する担当者を2名配置しています。担当者は、業務の有効性および効率性等を担保とすることを目的として、内部監査規程に則り、代表取締役社長による承認を得た内部監査計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長に報告するとともに、監査対象となった各事業所、部門に対して業務改善等のための指摘を行い、後日、改善状況を確認します。また、内部監査室は監査役と都度ミーティング等による連携を行い、更には四半期単位で会計監査人を加えた3者での情報、意見交換会を行うことにより連携を図り、監査の有効性及び効率性を高めております。

③ 会計監査の状況

会計監査についての監査契約を仰星監査法人与締結しており、同監査法人の会計監査を受けております。尚、同監査法人および当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

当事業年度において、業務を執行した公認会計士は、小出修平、浅井孝孔の2氏であり、仰星監査法人に所属しております。また、当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士11名、その他6名となっております。

a. 監査法人の名称

仰星監査法人

b. 継続監査期間

2年間

c. 業務を執行した公認会計士

公認会計士 小出修平

公認会計士 浅井孝孔

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士11名 その他6名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は監査法人を選定するにあたり、監査法人の独立性、品質管理体制、当社の事業内容を理解した上での専門性の有無、監査手続の適切性等を総合的に検討した結果、仰星監査法人は適格であると判断いたしました。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っています。この評価は、監査法人を選定する際、及び会計監査人の報酬への同意の可否を決定する際に、その監査業務の適切性等について実施しておりますが、本事業年度中に実施した評価においてはいずれも特段の問題は発見されておらず、適切な監査が実施されているものと考えております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
14,000	—	16,500	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬 (a. を除く)

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

c. その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査日数等を勘案した上で決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、監査法人から受けた監査の全体像、監査内容、作業時間、単価等についての説明について、これまでの実績も勘案し特段の問題がないと判断したこと、及び合理化への努力も窺えたことであります。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役の報酬は、固定の基準報酬額と業績連動報酬である特別報酬額で構成されており、2018年6月28日開催の定時株主総会にて決議した報酬総額限度額である年額500,000千円以内（決議時点の取締役の員数は8名）で決定します。

基準報酬額は各取締役の役職及び在任期間で定められた固定額とし、業績連動報酬である特別報酬額は当社業績によって定められ、その業績の評価は税引前当期純利益を指標として選択し、経営理念に整合した、会社の全体方針、経営方針、体制整備に対する貢献度、およびその実現に対する貢献度に応じて、各取締役への配分割合を総合的に判断し、2019年6月27日開催の取締役会において取締役の個別報酬額は人事報酬委員会に一任するとの決議を経て人事報酬委員会にて決定しております。

税引前当期純利益を指標として選択したのは、当該指標が会計年度における経営活動を通じての利益を表し、取締役が果たすべき業績責任をはかる上で相応しい指標と判断したためです。

当事業年度に支払われた業績連動報酬である特別報酬額65,997千円は前事業年度の税引前当期純利益1,114,847千円に対して、一定の計算式（税引前当期純利益の6%を役員報酬のうち特別報酬額の原因とし、社長40%、会長18%、副会長18%、その他の役員で残りの24%を配分することを基準とする）を適用し、決定されたものです。なお、前事業年度の税引前当期純利益の目標は1,108,878千円でした。また、社外取締役の報酬は、業績連動報酬を設けず、固定の基準報酬額のみで構成します。

監査役の報酬については、取締役から独立した立場で取締役の職務執行を監査するという役割に鑑み、業績連動報酬を設けず、固定報酬のみで構成されており、2018年6月28日開催の定時株主総会にて決議した報酬総額限度額である年額30,000千円以内（決議時点の監査役の員数は3名）で監査役の協議により決定しております。個別の報酬額は監査役の協議により、株主総会で承認された限度額の範囲内で決定しております。なお、2020年6月24日より取締役会の諮問機関として、社外取締役を議長として、社内取締役及び過半数の社外取締役で構成される役員報酬委員会を設置しており、当委員会での審議答申の上、株主総会決議の範囲内で報酬等を取締役会で決議することにしております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	213,627	147,630	65,997	—	6
監査役 (社外監査役を除く)	12,000	12,000	—	—	1
社外役員	15,600	15,600	—	—	4

③ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

使用人兼務役員の使用人給与に重要なものがないため、記載していません。

(5) 【株式の保有状況】

①投資株式の区分の基準及び考え方

投資株式の区分は、「純投資目的」及び「純投資目的以外の目的」に分類し、「純投資目的」は、株式の価値の変動または株式に係る配当により利益を受ける事を目的としております。「純投資目的以外の目的」は取引先及び当社の企業価値の維持・向上等を目的としております。

尚、当社は、保有目的が純投資目的である投資株式は保有していません。

②保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容は1銘柄につき1,000万円以上は稟議書にて代表取締役社長決裁とし、5,000万円以上を取締役会にて決議しております。当社の株式保有については、これまでは現状の取引先及び将来の取引候補先との関係維持或いは改善を目的として保有をして参りました。今後は引き続き中長期的な企業価値向上に資する場合に、取引先等の株式を取得・保有することといたします。それらの保有株式については、安定的な取引関係の影響や、他に有効な資金活用は無いかな等の観点を踏まえ、保有意義が乏しい株式については、取引の状況、取引先との関係等の影響を見極めたうえで代表取締役社長あるいは取締役会にて処分または縮減を判断致します。代表取締役社長決裁の保有内容については定期的に取締役会に報告を行います。また、保有株式の議決権については、保有先企業の提案を無条件に賛成することはせず、取引関係の維持・協力を通じて、当社の企業価値向上に資すると認められるかどうかの観点から議決権行使を行う事を議決権行使の基準としております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (千円)
非上場株式	3	7,050
非上場株式以外の株式	9	46,679

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	1	317	取引先持株会定期購入

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (千円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	—	—

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
リゾートトラスト株式会社	15,400	15,400	(保有目的) ナビタ事業及びサイン事業における同 社との良好な取引関係の継続・強化を 図るため保有	無
	16,262	23,100		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
京阪ホールディングス株式会社	2,750,961	2,686,489	(保有目的) ナビタ事業における同社との良好な取引関係の継続・強化を図るため保有 同社の共栄会に加入しております (株式が増加した理由) 共栄会への拠出金 (株式積立の自動継続投資) による増加	無
	13,204	12,505		
株式会社御園座	1,800	1,800	(保有目的) サイン事業における同社との良好な取引関係の継続・強化を図るため保有	無
	3,879	7,380		
東海旅客鉄道株式会社	200	200	(保有目的) ナビタ事業における同社との良好な取引関係の継続・強化を図るため保有	無
	3,464	5,142		
イオン株式会社	2,100	2,100	(保有目的) サイン事業における同社との良好な取引関係の継続・強化を図るため保有	無
	5,037	4,864		
東日本旅客鉄道株式会社	200	200	(保有目的) ナビタ事業における同社との良好な取引関係の継続・強化を図るため保有	無
	1,635	2,136		
株式会社愛知銀行	500	500	(保有目的) 当社の日常的な多くの預金や資金決済等の取引を行う金融機関であり、同社との良好な取引関係の継続・強化を図るため保有	無
	1,587	1,717		
西日本旅客鉄道株式会社	200	200	(保有目的) ナビタ事業における同社との良好な取引関係の継続・強化を図るため保有	無
	1,479	1,667		
第一生命ホールディングス株式会社	100	100	(保有目的) ナビタ事業、アド・アドプロモーション事業及びサイン事業における同社との良好な取引関係の継続・強化を図るため保有	無
	129	153		

(注) 特定投資株式における定量的な保有効果の記載が困難であるため、保有の合理性を検証した方法について記載いたします。当社は、毎期、個別の政策保有株式について政策保有の意義を検証しており、現状保有する政策保有株式はいずれも保有方針に沿った目的で保有していることを確認しております。

③保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

④当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
該当事項はありません。

⑤当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）及び当事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、仰星監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2020年4月1日から2020年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、仰星監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準と変更等に迅速に対応できる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催するセミナーへの参加及び刊行物の定期購読等を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,646,067	3,921,649
受取手形	※1 138,155	56,672
電子記録債権	33,700	30,790
売掛金	1,325,227	1,755,953
たな卸資産	※2 82,256	※2 99,784
前渡金	23,457	51,411
前払費用	183,073	182,561
その他	47,205	52,985
貸倒引当金	△35,198	△49,048
流動資産合計	5,443,946	6,102,760
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	952,531	914,105
構築物（純額）	9,575	8,609
機械及び装置（純額）	660	2,884
車両運搬具（純額）	2,672	1,336
工具、器具及び備品（純額）	1,824,579	2,032,346
土地	1,710,972	1,710,972
リース資産（純額）	6,897	8,044
建設仮勘定	34,371	33,766
有形固定資産合計	※4 4,542,261	※4 4,712,066
無形固定資産		
ソフトウェア	316,397	289,358
その他	10,716	10,716
無形固定資産合計	327,113	300,074
投資その他の資産		
投資有価証券	65,717	53,729
出資金	775	775
長期貸付金	—	452
破産更生債権等	70,077	71,791
長期前払費用	120,473	120,375
保険積立金	329,997	329,997
繰延税金資産	218,642	235,720
その他	※5 207,208	※5 214,914
貸倒引当金	△75,887	△77,601
投資その他の資産合計	937,004	950,153
固定資産合計	5,806,380	5,962,294
資産合計	11,250,326	12,065,055

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	459,932	391,239
買掛金	926,037	1,049,739
1年内返済予定の長期借入金	39,840	39,840
リース債務	2,138	2,917
未払金	316,968	229,430
未払費用	230,848	261,932
未払法人税等	200,297	260,100
未払消費税等	112,792	128,540
前受金	556,189	564,385
預り金	27,677	26,814
前受収益	3,420,767	3,556,805
賞与引当金	150,000	172,000
資産除去債務	1,111	1,111
その他	16,416	23,386
流動負債合計	6,461,017	6,708,242
固定負債		
長期借入金	58,040	18,200
リース債務	5,310	5,833
退職給付引当金	61,977	58,803
役員退職慰労引当金	69,400	73,000
資産除去債務	11,555	11,925
その他	15,714	15,470
固定負債合計	221,998	183,232
負債合計	6,683,015	6,891,474
純資産の部		
株主資本		
資本金	153,236	153,236
資本剰余金		
資本準備金	8	8
資本剰余金合計	8	8
利益剰余金		
利益準備金	38,301	38,301
その他利益剰余金		
利益積立金	50,000	50,000
別途積立金	703,500	703,500
繰越利益剰余金	3,598,511	4,211,333
利益剰余金合計	4,390,312	5,003,134
株主資本合計	4,543,556	5,156,378
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	23,754	17,202
評価・換算差額等合計	23,754	17,202
純資産合計	4,567,311	5,173,580
負債純資産合計	11,250,326	12,065,055

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(2020年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	4,991,133
受取手形	※1 344,914
電子記録債権	29,900
売掛金	647,152
たな卸資産	89,484
前渡金	104,906
前払費用	277,502
その他	65,504
貸倒引当金	△23,404
流動資産合計	6,527,093
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	887,732
構築物（純額）	7,963
機械及び装置（純額）	1,688
車両運搬具（純額）	14,111
工具、器具及び備品（純額）	2,033,411
土地	1,710,972
リース資産（純額）	5,847
建設仮勘定	24,771
有形固定資産合計	4,686,498
無形固定資産	
ソフトウェア	259,548
その他	10,716
無形固定資産合計	270,264
投資その他の資産	
投資有価証券	61,147
出資金	625
長期貸付金	288
破産更生債権等	71,387
長期前払費用	133,136
保険積立金	329,997
繰延税金資産	232,991
その他	206,532
貸倒引当金	△77,197
投資その他の資産合計	958,907
固定資産合計	5,915,670
資産合計	12,442,763

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(2020年12月31日)

負債の部	
流動負債	
支払手形	616,430
買掛金	714,587
1年内返済予定の長期借入金	28,160
リース債務	2,124
未払金	234,647
未払費用	225,219
未払法人税等	325,380
未払消費税等	142,711
前受金	880,382
預り金	46,394
前受収益	3,235,685
賞与引当金	89,858
資産除去債務	1,111
その他	26,920
流動負債合計	6,569,612
固定負債	
リース債務	4,191
退職給付引当金	68,808
役員退職慰労引当金	75,700
資産除去債務	11,925
その他	15,470
固定負債合計	176,095
負債合計	6,745,708
純資産の部	
株主資本	
資本金	153,236
資本剰余金	8
利益剰余金	5,522,139
株主資本合計	5,675,384
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	21,671
評価・換算差額等合計	21,671
純資産合計	5,697,055
負債純資産合計	12,442,763

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	12,116,179	13,065,401
売上原価	※1 6,627,985	※1 7,276,519
売上総利益	5,488,194	5,788,881
販売費及び一般管理費	※2 4,557,129	※2 4,730,407
営業利益	931,065	1,058,474
営業外収益		
受取利息	42	36
受取配当金	2,976	1,255
受取家賃	48,675	48,290
保険解約返戻金	149,485	86,403
その他	21,579	25,975
営業外収益合計	222,759	161,961
営業外費用		
支払利息	1,241	826
賃貸費用	16,019	14,567
その他	7,053	528
営業外費用合計	24,314	15,923
経常利益	1,129,509	1,204,513
特別利益		
固定資産売却益	※3 38	※3 298
特別利益合計	38	298
特別損失		
固定資産除却損	※4 5,886	※4 18,963
投資有価証券評価損	8,815	3,501
特別損失合計	14,701	22,464
税引前当期純利益	1,114,847	1,182,347
法人税、住民税及び事業税	332,641	389,989
法人税等調整額	△39,588	△14,826
法人税等合計	293,052	375,163
当期純利益	821,794	807,184

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 労務費	※1	252,816	3.6	173,791	2.3
II 経費		6,844,154	96.4	7,518,215	97.7
小計		7,096,971	100.0	7,692,006	100.0
期首製品たな卸高		14,185		10,516	
期首仕掛品たな卸高		15,060		18,064	
期首未成工事支出金		—		10,800	
合計		7,126,217		7,731,388	
期末製品たな卸高		10,516		10,010	
期末仕掛品たな卸高		18,064		17,357	
期末未成工事支出金		10,800		15,692	
他勘定振替高	※2	458,850		411,809	
当期売上原価		6,627,985		7,276,519	

原価計算の方法

筐体制作費や個別受注案件は、実際原価による個別原価計算により、それ以外の売上原価については実際原価による総合原価計算の方法によっております。加工費については、期中は予定原価を用い、原価差額は期末において製品、仕掛品、売上原価等に配賦しております。

(注) ※1. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
制作費 (千円)	808,935	890,920
広告納金 (千円)	3,769,292	3,893,327
外注費 (千円)	1,612,453	1,963,793
減価償却費 (千円)	447,136	508,180
支払手数料 (千円)	125,557	159,724

※2. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
有形固定資産 (千円)	403,452	349,935
無形固定資産 (千円)	55,397	61,474
長期前払費用 (千円)	—	399
合計 (千円)	458,850	411,809

【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自2020年4月1日 至2020年12月31日)
売上高	9,725,250
売上原価	5,392,285
売上総利益	4,332,965
販売費及び一般管理費	3,389,065
営業利益	943,899
営業外収益	
受取家賃	36,853
その他	15,506
営業外収益合計	52,359
営業外費用	
支払利息	362
貸貸費用	8,040
株式公開費用	4,000
その他	25
営業外費用合計	12,427
経常利益	983,831
特別利益	
固定資産売却益	1,965
固定資産受贈益	1,199
特別利益合計	3,164
特別損失	
固定資産除却損	7,947
ゴルフ会員権解約損	400
特別損失合計	8,347
税引前四半期純利益	978,648
法人税等	323,589
四半期純利益	655,059

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				利益剰余 金合計	
		資本準備 金	資本剰余 金合計	利益準備 金	その他利益剰余金				
					利益積立 金	別途積立 金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	153,236	8	8	32,129	50,000	703,500	2,977,250	3,762,880	3,916,124
当期変動額									
利益準備金の積立				6,171			△6,171	-	-
剰余金の配当							△194,362	△194,362	△194,362
当期純利益							821,794	821,794	821,794
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	6,171	-	-	621,260	627,431	627,431
当期末残高	153,236	8	8	38,301	50,000	703,500	3,598,511	4,390,312	4,543,556

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差 額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	26,212	26,212	3,942,337
当期変動額			
利益準備金の積立			-
剰余金の配当			△194,362
当期純利益			821,794
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	△2,457	△2,457	△2,457
当期変動額合計	△2,457	△2,457	624,974
当期末残高	23,754	23,754	4,567,311

当事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

(単位:千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計	
					利益積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	153,236	8	8	38,301	50,000	703,500	3,598,511	4,390,312	4,543,556
当期変動額									
剰余金の配当							△194,362	△194,362	△194,362
当期純利益							807,184	807,184	807,184
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	612,822	612,822	612,822
当期末残高	153,236	8	8	38,301	50,000	703,500	4,211,333	5,003,134	5,156,378

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	23,754	23,754	4,567,311
当期変動額			
剰余金の配当			△194,362
当期純利益			807,184
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△6,552	△6,552	△6,552
当期変動額合計	△6,552	△6,552	606,270
当期末残高	17,202	17,202	5,173,580

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	1,114,847	1,182,347
減価償却費	634,697	670,360
固定資産除却損	5,886	18,963
固定資産売却益	△38	△298
投資有価証券評価損益 (△は益)	8,815	3,501
受取利息及び受取配当金	△3,019	△1,292
支払利息	1,241	826
売上債権の増減額 (△は増加)	△400,270	△346,332
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△12,204	△17,528
前渡金の増減額 (△は増加)	5,292	△27,953
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	94,521	15,564
仕入債務の増減額 (△は減少)	292,056	55,008
前受金の増減額 (△は減少)	11,118	8,196
前受収益の増減額 (△は減少)	119,315	136,037
賞与引当金の増減額 (△は減少)	36,269	22,000
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△1,709	△3,174
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△22,500	3,600
未払金の増減額 (△は減少)	96,862	△119,589
その他	△40,801	43,715
小計	1,940,381	1,643,950
利息及び配当金の受取額	3,019	1,292
利息の支払額	△1,241	△826
法人税等の支払額	△376,962	△326,307
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,565,195	1,318,109
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△609,251	△679,518
有形固定資産の売却による収入	38	—
無形固定資産の取得による支出	△105,678	△107,320
定期預金の預入による支出	△282,011	△284,026
定期預金の払戻による収入	282,010	284,025
その他	△38,303	△18,893
投資活動によるキャッシュ・フロー	△753,195	△805,733
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△39,840	△39,840
リース債務の返済による支出	△1,008	△2,592
配当金の支払額	△194,362	△194,362
財務活動によるキャッシュ・フロー	△235,210	△236,794
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	576,789	275,580
現金及び現金同等物の期首残高	2,792,268	3,369,057
現金及び現金同等物の期末残高	※ 3,369,057	※ 3,644,638

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品 先入先出法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの
方法)

仕掛品(フィルム制作) 月次総平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基
づく簿価切り下げの方法)

仕掛品(デジタルサイネージデータ制作) 個別法による原価法 (貸借対照表価額については収益性
の低下に基づく簿価切り下げの方法)

原材料 先入先出法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げ
の方法)

貯蔵品 先入先出法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げ
の方法)

未成工事支出金 個別法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り
下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）

a 1998年3月31日以前に取得したもの

旧定率法

b 1998年4月1日から2007年3月31日までに取得したもの

旧定額法

c 2007年4月1日以降に取得したもの

定額法

建物以外

a 2007年3月31日以前に取得したもの

旧定率法

b 2007年4月1日以降に取得したもの

定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6年～15年

構築物 20年

工具、器具及び備品 10年

取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年（社内における利用可能期間）

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権においては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から会計処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、要求払預金及び容易

に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

当事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

仕掛品（フィルム制作） 月次総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

仕掛品（デジタルサイネージデータ制作） 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

原材料 先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

貯蔵品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

未成工事支出金 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）

a 1998年3月31日以前に取得したもの

旧定率法

b 1998年4月1日から2007年3月31日までに取得したもの

旧定額法

c 2007年4月1日以降に取得したもの

定額法

建物以外

a 2007年3月31日以前に取得したもの

旧定率法

b 2007年4月1日以降に取得したもの

定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6年～15年

構築物 20年

工具、器具及び備品 10年

取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年（社内における利用可能期間）

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権においては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から会計処理しております。

過去勤務費用は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、要求払預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

前事業年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

前事業年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)

収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)

(1)概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2)適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

当事業年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1)概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2)適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下、「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
 - ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産
- また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

3. 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

4. 会計上の見積りの開示に関する会計基準

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

(表示方法の変更)

前事業年度(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当事業年度の期首より適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

当事業年度(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

前事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等を予想することは困難なことから、当社は外部の情報源に基づく情報等を踏まえるとともに、ナビタ事業は掲出期間が12ヵ月であることから2021年3月期の全期間にわたり当該影響が継続するものの当社への影響は限定的であるとの仮定のもと、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症による影響は不確実性が高いため、上記仮定に変化が生じた場合には、翌事業年度の当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

- ※1 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。
なお、前事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
受取手形	40,472千円	－千円

- ※2 たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
製品	10,516千円	10,010千円
仕掛品	18,064	17,357
原材料及び貯蔵品	42,874	56,724
未成工事支出金	10,800	15,692

3 当座貸越契約

当社は運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。
事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
当座貸越極度額	900,000千円	900,000千円
借入実行残高	－	－
差引額	900,000	900,000

- ※4 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	3,468,815千円	3,873,833千円

- ※5 担保資産

投資その他の資産にあるその他の一部の定期預金は、次のとおり営業取引保証のため担保に供しております。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
定期預金	2,000千円	2,000千円

(損益計算書関係)

※1 売上原価に含まれるたな卸資産評価損

期末たな卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当事業年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
	1,429千円	2,902千円

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度58%、当事業年度62%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度42%、当事業年度38%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当事業年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
役員報酬	289,816千円	241,227千円
給料手当	2,278,921	2,399,375
賞与引当金繰入額	139,781	157,570
役員退職慰労引当金繰入額	6,000	3,600
退職給付費用	46,225	64,132
法定福利費	363,844	410,065
減価償却費	179,140	154,660
支払手数料	130,900	174,013
旅費交通費	344,286	388,837
貸倒引当金繰入額	111,086	26,898
貸倒損失	11,432	15,461

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当事業年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
工具、器具及び備品	38千円	298千円

※4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当事業年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
工具、器具及び備品	5,886千円	18,305千円
建物	—	473
ソフトウェア	—	185
計	5,886	18,963

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	777,449	—	—	777,449
合計	777,449	—	—	777,449

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	194,362	250	2018年3月31日	2018年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	194,362	利益剰余金	250	2019年3月31日	2019年6月28日

当事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	777,449	—	—	777,449
合計	777,449	—	—	777,449

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	194,362	250	2019年3月31日	2019年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年6月24日 定時株主総会	普通株式	136,053	利益剰余金	175	2020年3月31日	2020年6月25日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当事業年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
現金及び預金勘定	3,646,067千円	3,921,649千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△277,010	△277,011
現金及び現金同等物	3,369,057	3,644,638

(リース取引関係)

前事業年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

前事業年度(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金に限定し、投機的な運用は行わないこととしております。

また、資金調達については、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の増加により得られた資金にて充当しておりますが、設備投資あるいは新規事業展開等に伴い、資金需要が発生した場合には、事業計画や設備投資計画に照らして、銀行借入等による資金調達を行うこととしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形、電子記録債権及び売掛金に係る顧客信用リスクは、社内規程に従い、取引先ごとに回収期日及び残高を管理するとともに、財政状態の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。定期的に発行体の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形、買掛金及びその他の金銭債務である未払金、未払法人税等、未払消費税等については、そのほとんどが1年以内の支払期日となっております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	3,646,067	3,646,067	—
(2) 受取手形	138,155	138,155	—
電子記録債権	33,700	33,700	—
売掛金	1,325,227	1,325,227	—
貸倒引当金	△35,198	△35,198	—
差引	1,461,884	1,461,884	—
(3) 投資有価証券	58,667	58,667	—
資産計	5,166,620	5,166,620	—
(1) 支払手形	459,932	459,932	—
(2) 買掛金	926,037	926,037	—
(3) 未払金	316,968	316,968	—
(4) 未払法人税等	200,297	200,297	—
(5) 未払消費税等	112,792	112,792	—
負債計	2,016,027	2,016,027	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、電子記録債権、売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

- (3) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

負 債

- (1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2019年3月31日)
非上場株式	7,050

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,646,067	—	—	—
受取手形	138,155	—	—	—
電子記録債権	33,700	—	—	—
売掛金	1,325,227	—	—	—
合計	5,143,151	—	—	—

当事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金に限定し、投機的な運用は行わないこととしております。

また、資金調達については、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の増加により得られた資金にて充当しておりますが、設備投資あるいは新規事業展開等に伴い、資金需要が発生した場合には、事業計画や設備投資計画に照らして、銀行借入等による資金調達を行うこととしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形、電子記録債権及び売掛金に係る顧客信用リスクは、社内規程に従い、取引先ごとに回収期日及び残高を管理するとともに、財政状態の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。定期的に発行体の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形、買掛金及びその他の金銭債務である未払金、未払法人税等、未払消費税等については、そのほとんどが1年以内の支払期日となっております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	3,921,649	3,921,649	—
(2) 受取手形	56,672	56,672	—
電子記録債権	30,790	30,790	—
売掛金	1,755,953	1,755,953	—
貸倒引当金	△49,048	△49,048	—
差引	1,794,367	1,794,367	—
(3) 投資有価証券	46,679	46,679	—
資産計	5,762,696	5,762,696	—
(1) 支払手形	391,239	391,239	—
(2) 買掛金	1,049,739	1,049,739	—
(3) 未払金	229,430	229,430	—
(4) 未払法人税等	260,100	260,100	—
(5) 未払消費税等	128,540	128,540	—
負債計	2,059,049	2,059,049	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、電子記録債権、売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

- (3) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格又は取引金融機関からの提示価格によっております。

負 債

- (1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2020年3月31日)
非上場株式	7,050

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含まれておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,921,649	—	—	—
受取手形	56,672	—	—	—
電子記録債権	30,790	—	—	—
売掛金	1,755,953	—	—	—
合計	5,765,065	—	—	—

(有価証券関係)

前事業年度 (2019年 3月31日)

1. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	49,569	15,014	34,554
	小計	49,569	15,014	34,554
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	9,097	10,060	△962
	小計	9,097	10,060	△962
合計		58,667	25,074	33,592

(注) 非上場株式 (貸借対照表計上額は7,050千円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

2. 売却したその他有価証券

当事業年度 (自2018年 4月 1日 至2019年 3月31日)

該当事項はありません。

3. 減損処理を行ったその他有価証券

当事業年度において、投資有価証券について8,815千円 (「その他有価証券」の株式) 減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合においてはすべて減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められる額について減損処理を行っております。

当事業年度 (2020年 3月31日)

1. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	41,083	15,192	25,891
	小計	41,083	15,192	25,891
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	5,596	6,699	△1,102
	小計	5,596	6,699	△1,102
合計		46,679	21,891	24,788

(注) 非上場株式 (貸借対照表計上額は7,050千円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

2. 売却したその他有価証券

当事業年度 (自2019年 4月 1日 至2020年 3月31日)

該当事項はありません。

3. 減損処理を行ったその他有価証券

当事業年度において、投資有価証券について3,501千円 (「その他有価証券」の株式) 減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合においてはすべて減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められる額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2020年3月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職給付制度として確定給付型の企業年金制度及び退職一時金制度を採用しております。確定給付企業年金制度 (積立型制度であります。) では、給与と勤務期間に基づいた一時金または年金を支給します。

退職一時金制度 (非積立型制度であります。) では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給します。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	当事業年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)
退職給付債務の期首残高	523,064千円
勤務費用	54,417
利息費用	2,615
数理計算上の差異の発生額	22,999
退職給付の支払額	△4,915
退職給付債務の期末残高	598,181

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	当事業年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)
年金資産の期首残高	459,377千円
期待運用収益	5,742
数理計算上の差異の発生額	△1,728
事業主からの拠出額	52,999
退職給付の支払額	△4,915
年金資産の期末残高	511,475

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	当事業年度 (2019年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	374,715千円
年金資産	△511,475
	△136,760
非積立型制度の退職給付債務	223,466
未積立退職給付債務	86,705
未認識数理計算上の差異	△24,728
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	61,977
退職給付引当金	61,977
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	61,977

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	当事業年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)
勤務費用	54,417千円
利息費用	2,615
期待運用収益	△5,742
数理計算上の差異の費用処理額	-
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	51,290

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	当事業年度 (2019年3月31日)
債券	-%
株式	-
一般勘定	100
その他	-
合計	100

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.5%

長期期待運用収益率 1.25%

当事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職給付制度として確定給付型の企業年金制度及び退職一時金制度を採用しております。確定給付企業年金制度（積立型制度であります。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金または年金を支給します。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給します。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	当事業年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	598,181千円
勤務費用	71,725
利息費用	2,974
数理計算上の差異の発生額	25,287
退職給付の支払額	△30,476
過去勤務費用の発生額	△5,739
退職給付債務の期末残高	661,953

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	当事業年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
年金資産の期首残高	511,475千円
期待運用収益	6,393
数理計算上の差異の発生額	△13,013
事業主からの拠出額	63,359
退職給付の支払額	△19,623
年金資産の期末残高	548,591

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	当事業年度 (2020年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	381,629千円
年金資産	△548,591
	△166,962
非積立型制度の退職給付債務	280,323
未積立退職給付債務	113,361
未認識数理計算上の差異	△59,938
未認識過去勤務費用	5,380
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	58,803
退職給付引当金	58,803
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	58,803

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	当事業年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
勤務費用	71,725千円
利息費用	2,974
期待運用収益	△6,393
数理計算上の差異の費用処理額	3,091
過去勤務費用の費用処理額	△358
確定給付制度に係る退職給付費用	71,038

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	当事業年度 (2020年3月31日)
債券	—%
株式	—
一般勘定	100
その他	—
合計	100

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.5%

長期期待運用収益率1.25%

(ストック・オプション等関係)

前事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (2019年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産	
貸倒引当金	33,996千円
未払事業税等	19,311
賞与引当金	45,906
減価償却超過額	19,936
退職給付引当金	18,967
役員退職慰労引当金	21,239
投資有価証券評価損	3,340
未払費用	25,174
会員権等評価損	26,087
その他	16,429
繰延税金資産合計	230,389
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△9,837
その他	△1,909
繰延税金負債合計	△11,747
繰延税金資産(負債)の純額	218,642

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	30.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8
住民税均等割	0.5
法人税額の特別控除税額	△5.1
その他	△0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.3

当事業年度（2020年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産	
貸倒引当金	38,760千円
未払事業税等	18,327
賞与引当金	52,638
減価償却超過額	19,398
退職給付引当金	17,996
役員退職慰労引当金	22,340
投資有価証券評価損	4,411
未払費用	27,427
会員権等評価損	26,087
その他	18,205
繰延税金資産合計	245,594
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△7,586
その他	△2,287
繰延税金負債合計	△9,873
繰延税金資産（負債）の純額	235,720

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7
住民税均等割	0.5
その他	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.7

(持分法損益等)

前事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）
該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)

当社では、名古屋市及びその他の地域において、オフィスビルを賃貸しております。

2019年3月期における賃貸等不動産に係る賃貸損益は22,354千円 (賃貸収益は受取家賃に、主な賃貸費用は賃貸費用に計上) であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)
貸借対照表計上額	
期首残高	388,007
期中増減額	△8,420
期末残高	379,586
期末時価	411,441

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、当事業年度の主な減少は、減価償却費相当額であります。
3. 期末の時価は、土地については、「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額 (指標等を用いて調整を行ったものを含む。) により評価したものであり、一部の建物等の償却性資産については貸借対照表計上額をもって時価とみなしております。

当事業年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)

当社では、名古屋市において、オフィスビルを賃貸しております。

2020年3月期における賃貸等不動産に係る賃貸損益は22,820千円 (賃貸収益は受取家賃に、主な賃貸費用は賃貸費用に計上) であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
貸借対照表計上額	
期首残高	379,586
期中増減額	△21,065
期末残高	358,520
期末時価	389,347

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、当事業年度の主な減少は、自社使用への用途変更と減価償却費相当額であります。
3. 期末の時価は、土地については、「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額 (指標等を用いて調整を行ったものを含む。) により評価したものであり、一部の建物等の償却性資産については貸借対照表計上額をもって時価とみなしております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、「地図広告」をはじめ、駅広告・車両広告・バス広告といった「交通広告」、新聞・雑誌、TV・ラジオ等の「メディア広告」や「ネット広告」と、環境・交通・公共施設・商業施設・誘導案内サインの企画・開発・設計・施工等の「トータルサイン」をご提供しています。従って、当社はこれを基にセグメントが構成されており、「ナビタ事業」、「アド・プロモーション事業」、「サイン事業」の3つをセグメントとしております。なお、各報告セグメントに含まれる主要な商品は以下のとおりであります。

事業内容	主要品目等
ナビタ事業	駅周辺案内図ナビタの企画、制作、取扱 自治体専用インフォメーションの企画、制作、取扱 交番、運転免許試験場へのインフォメーションの企画、制作、取扱
アド・プロモーション事業	交通広告、屋外広告、新聞雑誌広告、その他広告媒体の企画、制作、取扱
サイン事業	環境、交通、公共施設、商業施設、誘導案内サインの企画、開発、設計、施工

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1. 2	合計
	ナビタ事業	アド・プロモーション事業	サイン事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	8,053,799	2,147,231	1,915,148	12,116,179	-	12,116,179
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	8,053,799	2,147,231	1,915,148	12,116,179	-	12,116,179
セグメント利益	1,138,811	48,574	122,066	1,309,452	△378,387	931,065
セグメント資産	4,811,336	487,430	1,219,477	6,518,244	4,732,082	11,250,326
その他の項目						
減価償却費	598,102	21,868	6,305	626,277	-	626,277
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	675,002	64,339	3,292	742,634	-	742,634

- (注) 1. 「調整額」のセグメント利益△378,387千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。
2. 「調整額」のセグメント資産の4,732,082千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に余剰運用資金（現金及び預金）、固定資産、長期投資資金（投資有価証券及び保険積立金）等であります。

当事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、「地図広告」をはじめ、駅広告・車両広告・バス広告といった「交通広告」、新聞・雑誌、TV・ラジオ等の「メディア広告」や「ネット広告」と、環境・交通・公共施設・商業施設・誘導案内サインの企画・開発・設計・施工等の「トータルサイン」をご提供しています。従って、当社はこれを基にセグメントが構成されており、「ナビタ事業」、「アド・プロモーション事業」、「サイン事業」の3つをセグメントとしております。なお、各報告セグメントに含まれる主要な商品は以下のとおりであります。

事業内容	主要品目等
ナビタ事業	駅周辺案内図ナビタの企画、制作、取扱 自治体専用インフォメーションの企画、制作、取扱 交番、運転免許試験場へのインフォメーションの企画、制作、取扱
アド・プロモーション事業	交通広告、屋外広告、新聞雑誌広告、その他広告媒体の企画、制作、取扱
サイン事業	環境、交通、公共施設、商業施設、誘導案内サインの企画、開発、設計、施工

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1. 2	合計
	ナビタ事業	アド・プロモーション事業	サイン事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	8,461,520	2,271,722	2,332,158	13,065,401	—	13,065,401
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	8,461,520	2,271,722	2,332,158	13,065,401	—	13,065,401
セグメント利益	1,231,192	87,171	165,456	1,483,821	△425,347	1,058,474
セグメント資産	5,093,629	581,356	1,396,898	7,071,885	4,993,170	12,065,055
その他の項目						
減価償却費	627,662	28,905	6,272	662,841	—	662,841
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	796,821	25,373	2,910	825,106	—	825,106

(注) 1. 「調整額」のセグメント利益△425,347千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

2. 「調整額」のセグメント資産4,993,170千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に余剰運用資金（現金及び預金）、固定資産、長期投資資金（投資有価証券及び保険積立金）等であります。

【関連情報】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスごとの情報は「セグメント情報」に同様の記載をしているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスごとの情報は「セグメント情報」に同様の記載をしているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

関連当事者との取引は、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

関連当事者との取引は、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)

	当事業年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)
1株当たり純資産額	1,174.95円
1株当たり当期純利益	211.41円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当社は2020年12月17日開催の取締役会の決議に基づき、2021年1月7日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)
当期純利益 (千円)	821,794
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式に係る当期純利益 (千円)	821,794
普通株式の期中平均株式数 (株)	3,887,245

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります

	当事業年度 (2019年3月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	4,567,311
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	-
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	4,567,311
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (株)	3,887,245

当事業年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)

	当事業年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
1株当たり純資産額	1,330.91円
1株当たり当期純利益	207.65円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当社は2020年12月17日開催の取締役会の決議に基づき、2021年1月7日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
当期純利益 (千円)	807,184
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式に係る当期純利益 (千円)	807,184
普通株式の期中平均株式数 (株)	3,887,245

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります

	当事業年度 (2020年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	5,173,580
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	5,173,580
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	3,887,245

(重要な後発事象)

前事業年度(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

当社は、2020年12月17日開催の取締役会決議に基づき、2021年1月7日付をもって株式分割を行っております。また、2020年10月22日開催の臨時株主総会決議に基づき、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2021年1月6日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき5株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	777,449株
株式分割により増加する株式数	3,109,796株
株式分割後の発行済株式総数	3,887,245株
株式分割後の発行可能株式総数	15,500,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2021年1月7日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株としました。

【注記事項】

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会計上の見積りについて)

「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (追加情報)」に記載した新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期を含む仮定に重要な変更はありません。

(四半期貸借対照表関係)

※1 四半期会計期間末日満期手形

四半期会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当四半期会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期会計期間末日満期手形が四半期会計期間末日残高に含まれております。

	当第3四半期会計期間 (2020年12月31日)
受取手形	49,900千円

2 当座貸越契約

当社は運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。

これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	当第3四半期会計期間 (2020年12月31日)
当座貸越極度額	900,000千円
借入実行残高	—
差引額	900,000

(四半期損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
減価償却費	509,273千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間(自2020年4月1日 至2020年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月24日 定時株主総会	普通株式	136,053	175	2020年3月31日	2020年6月25日	利益剰余金

(注) 当社は、2021年1月7日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」については、当該株式分割前の金額を記載しております。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間（自2020年4月1日 至2020年12月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1. 2	四半期損益計 算書計上額
	ナビタ事業	アド・プロモ ーション事業	サイン事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	6,308,818	1,369,772	2,046,659	9,725,250	—	9,725,250
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	6,308,818	1,369,772	2,046,659	9,725,250	—	9,725,250
セグメント利益	1,004,218	13,638	244,402	1,262,258	△318,359	943,899

(注) 1. セグメント利益の調整額△318,359千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自2020年4月1日 至2020年12月31日)
1株当たり四半期純利益	168円52銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	655,059
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	655,059
普通株式の期中平均株式数(株)	3,887,245

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当社は、2021年1月7日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

当社は、2020年12月17日開催の取締役会決議に基づき、投資単位ごとの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性向上と投資家層拡大を図ることを目的とし、次の株式分割を行っております。

1. 株式分割の割合及び時期：2021年1月7日付をもって2021年1月6日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を1株につき5株の割合をもって分割する。
2. 分割により増加する株式数 普通株式3,109,796株
3. 1株当たり情報に及ぼす影響は（1株当たり情報）に反映されております。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券（投資有価証券を含む）の金額が資産の総額の100分の1以下のため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	1,829,292	5,876	13,470	1,821,698	907,592	43,828	914,105
構築物	19,939	-	208	19,730	11,121	966	8,609
機械及び装置	3,047	3,670	989	5,728	2,843	1,445	2,884
車両運搬具	16,139	-	-	16,139	14,803	1,336	1,336
工具、器具及び備品	4,387,413	715,659	138,648	4,964,424	2,932,077	487,914	2,032,346
リース資産	9,900	3,540	-	13,440	5,395	2,393	8,044
土地	1,710,972	-	-	1,710,972	-	-	1,710,972
建設仮勘定	34,371	36,409	37,015	33,766	-	-	33,766
有形固定資産計	8,011,077	765,155	190,332	8,585,899	3,873,833	537,884	4,712,066
無形固定資産							
ソフトウェア	760,531	123,513	34,815	849,228	559,871	122,574	289,358
その他	15,859	-	-	15,859	5,143	-	10,716
無形固定資産計	776,391	123,513	34,815	865,089	565,015	122,574	300,074
長期前払費用	53,869	1,247	-	55,116	28,177	9,901	26,939

(注) 1. 当期増加額及び当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品及びソフトウェアの主な増加は、ナビタ枠の新設・増設を行ったこととナビタの開発費用になります。

工具、器具及び備品及びソフトウェアの主な減少は、ナビタ枠の撤去を行ったことによるものです。

2. 長期前払費用のうち、保険料等の期間配分に係るものは、期間償却と性格が異なるため、本表から除いております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における借入金及び金利の負担を伴うその他の負債の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の規定により記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	111,086	51,480	11,298	24,617	126,650
賞与引当金	150,000	172,000	128,176	21,823	172,000
役員退職慰労引当金	69,400	3,600	-	-	73,000

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額及び債権回収等による戻入額であります。

2. 賞与引当金の「当期減少額(その他)」は、前期見積額と実際支給額との差額であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	4,746
預金	
当座預金	2,426,126
普通預金	663,765
通知預金	550,000
定期預金	277,011
小計	3,916,903
合計	3,921,649

ロ. 受取手形

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
株式会社大林組	27,500
大成建設株式会社	15,700
株式会社カシイ	5,257
日本建設株式会社	4,228
鉄建建設株式会社	2,170
その他	1,817
合計	56,672

期日別内訳

期日別	金額 (千円)
2020年4月	17,867
2020年5月	12,563
2020年6月	384
2020年7月	25,857
合計	56,672

ハ. 売掛金
相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
株式会社メトロレールファシリティーズ	416,969
大成建設株式会社	154,948
日本保安工業株式会社	109,120
株式会社ベンチ	92,686
菊水建設株式会社	81,054
その他	901,174
合計	1,755,953

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ <u>(B)</u> 366
1,325,227	6,048,067	5,617,341	1,755,953	76.1	93

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

ニ. 商品及び製品

品目	金額 (千円)
製品	
ペーパーナビタ	10,010
合計	10,010

ホ. 仕掛品

品目	金額 (千円)
地図広告制作費	13,355
ナビタ枠制作費	4,002
合計	17,357

へ. 原材料及び貯蔵品

区分	金額 (千円)
原材料	
モニター・タッチパネル	33,226
デジタルサイネージ関連機器	13,251
ケーブル等接続関連品	1,603
地図印刷関連用品	2,719
小計	50,800
貯蔵品	
切手・収入印紙等	1,883
その他	4,041
小計	5,924
合計	56,724

ト. 未成工事支出金

品目	金額 (千円)
サイン工事原価	15,692
合計	15,692

② 流動負債
 イ. 支払手形
 相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
株式会社スズオカ	86,197
株式会社若穂製作所	53,309
ライズエム株式会社	29,596
G-Smatt Japan株式会社	27,216
西菱電機株式会社	17,687
その他	177,234
合計	391,239

期日別内訳

期日別	金額 (千円)
2020年4月	185,039
2020年5月	47,357
2020年6月	105,166
2020年7月	53,677
合計	391,239

ロ. 買掛金

相手先	金額 (千円)
イベンタス株式会社	75,060
株式会社ジェイアール東日本企画	69,478
株式会社スズオカ	58,620
株式会社アークノハラ	51,340
新日本創業株式会社	42,744
その他	752,493
合計	1,049,739

ハ. 前受収益

	金額 (千円)
ナビタ広告契約前受金	3,386,392
アド・プロモーション広告契約前受金	170,412
合計	3,556,805

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から3か月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国本支店 （注）1
買取手数料	無料 （注）2
公告掲載方法	電子公告により行います。 ただし、事故やその他やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 https://www.hyojito.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）1. 当社株式は、東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2019年12月13日	数井 啓介	東京都杉並区	元従業員	古川 爲之	愛知県名古屋市中千種区	特別利害関係者等(当社社外取締役) (注) 1	100	630,000 (6,300)	前所有者の売却の意向及び移動後所有者の経営参画への意識向上のため(注) 5

(注) 1. 古川 爲之は当社の取締役でありましたが、2020年3月31日付で当社の取締役を辞任したため、特別利害関係者等(当社の取締役)から外れております。なお、2020年12月17日開催の取締役会決議により、2021年1月7日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割前の内容を記載しております。

2. 当社は、東京証券取引所への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(2018年4月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第204条第1項第4号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載することとされております。
3. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとしてされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとしてされております。また同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとしてされております。
4. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
 - (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る)及びその役員、並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
5. 移動価格は、純資産価額方式により算出した価格を基礎として決定いたしました。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2【取得者の概況】

該当事項はありません。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
喜平会株式会社 (注) 1. 11.	愛知県名古屋市瑞穂区岳見町4丁目26番地の4	1,024,020	26.34
TYシエル株式会社 (注) 1. 11.	愛知県名古屋市瑞穂区日向町5丁目57番地の1	503,725	12.96
HKO株式会社 (注) 2. 11.	大阪府大阪市西区鞠本町1丁目19番16号	500,000	12.86
YKT株式会社 (注) 2. 11.	大阪府豊中市中桜塚3丁目2番21号	500,000	12.86
栗本 肇 (注) 3. 11.	大阪府豊中市	425,000	10.93
MKT株式会社 (注) 2. 11.	大阪府豊中市桜塚3丁目2番21号	366,795	9.44
吉田 大士 (注) 4. 11.	愛知県名古屋市瑞穂区	335,345	8.63
栗本 勉 (注) 5. 11. 12.	愛知県名古屋市瑞穂区	31,660	0.81
上田 正剛 (注) 6. 11.	東京都多摩市	20,000	0.51
栗本 ふみ枝 (注) 11.	大阪府豊中市	12,255	0.32
佐々木 真郎 (注) 7.	東京都小金井市	10,000	0.26
吉田 芳子 (注) 8.	愛知県名古屋市瑞穂区	7,505	0.19
永井 東一 (注) 9.	岐阜県各務原市	5,000	0.13
橋本 幸夫 (注) 10.	愛知県名古屋市東区	5,000	0.13
秋藤 尚弘 (注) 13.	東京都世田谷区	5,000	0.13
佐々木 雅也 (注) 13.	東京都墨田区	5,000	0.13
佐々木 光義 (注) 13.	東京都大田区	5,000	0.13
高桑 研一 (注) 13.	愛知県名古屋市天白区	5,000	0.13
竹井 大 (注) 13.	神奈川県横浜市神奈川区	5,000	0.13
塚本 泰裕 (注) 13.	埼玉県所沢市	5,000	0.13
西川 章彦 (注) 13.	愛知県名古屋市中村区	5,000	0.13
篠原 和良 (注) 13.	東京都板橋区	5,000	0.13
関根 弘幸 (注) 13.	神奈川県横浜市戸塚区	2,980	0.08
長尾 幹也 (注) 14.	大阪府和泉市	2,500	0.06
松澤 祥司 (注) 14.	埼玉県朝霞市	2,500	0.06
宮崎 國雄 (注) 14.	大阪府大阪市城東区	2,500	0.06
宮川 孝二 (注) 14.	神奈川県横浜市都筑区	1,995	0.05
坂本 直己	茨城県取手市	1,980	0.05
末吉 直樹	福岡県筑紫野市	1,980	0.05
下村 康一 (注) 14.	埼玉県川越市	1,820	0.05
森 芳男 (注) 14.	愛知県名古屋市瑞穂区	1,815	0.05
櫻井 秀樹 (注) 13.	北海道札幌市豊平区	1,530	0.04

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合 (%)
石川 勝巳 (注) 13.	埼玉県志木市	1,500	0.04
伊勢 昌弘 (注) 13.	東京都世田谷区	1,500	0.04
小島 伸和 (注) 13.	東京都練馬区	1,500	0.04
久木 浩之 (注) 13.	愛知県名古屋市西区	1,500	0.04
税所 直矢 (注) 13.	福岡県筑紫野市	1,500	0.04
志田 剛雄 (注) 13.	愛知県名古屋市東区	1,500	0.04
富山 整 (注) 13.	東京都台東区	1,500	0.04
西島 史顕 (注) 13.	東京都世田谷区	1,500	0.04
横田 章洋 (注) 13.	愛知県名古屋市中区	1,500	0.04
鎌仲 慎介 (注) 14.	兵庫県伊丹市	1,500	0.04
三浦 陽介 (注) 14.	神奈川県川崎市高津区	1,500	0.04
永澤 利憲	愛知県津島市	1,500	0.04
村上 和也	大阪府大阪市北区	1,500	0.04
横田 和雄	愛知県海部郡蟹江町	1,500	0.04
吉田 優 (注) 14.	東京都練馬区	1,500	0.04
石川 祐司 (注) 14.	北海道札幌市東区	1,065	0.03
高岡 次郎 (注) 9.	愛知県名古屋市瑞穂区	550	0.01
田嶋 好博 (注) 10.	愛知県名古屋市東区	550	0.01
大隈 圀彦 (注) 10.	岐阜県中津川市	550	0.01
その他206名		54,125	1.39
計	—	3,887,245	100.00

- (注) 1. 特別利害関係者等 (当社の取締役会長により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)
2. 特別利害関係者等 (当社の取締役副会長により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)
3. 特別利害関係者等 (当社の取締役副会長)
4. 特別利害関係者等 (当社の取締役会長)
5. 特別利害関係者等 (当社の取締役副社長)
6. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)
7. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役副社長)
8. 特別利害関係者等 (当社の取締役会長の配偶者)
9. 特別利害関係者等 (当社の取締役)
10. 特別利害関係者等 (当社の監査役)
11. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
12. 特別利害関係者等 (当社の取締役副会長の二親等内の血族)
13. 当社執行役員
14. 当社従業員
15. 株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2021年2月24日

表示灯株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人

指定社員 公認会計士 小出 修平
業務執行社員

指定社員 公認会計士 浅井 孝孔
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている表示灯株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第53期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、表示灯株式会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

2021年2月24日

表示灯株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人

名古屋事務所

指定社員 公認会計士 小出 修平
業務執行社員

指定社員 公認会計士 浅井 孝孔
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている表示灯株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第54期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、表示灯株式会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

2021年2月24日

表示灯株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人

名古屋事務所

指定社員 公認会計士 小出 修平
業務執行社員

指定社員 公認会計士 浅井 孝孔
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている表示灯株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第55期事業年度の第3四半期会計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2020年4月1日から2020年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、表示灯株式会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。



いつの時代にも「道を示す灯になりたい」

灯を目指し続ける企業。私たちは表示灯です。